令和７年第２回本巣市議会定例会議事日程（第４号）

令和７年３月６日（木曜日）午前９時　開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	吉村知浩	２番	髙橋知子
３番	瀬川照司	４番	飯尾龍也
５番	片岡孝一	６番	髙橋時男
７番	寺町　茂	８番	澤村　均
９番	髙橋勇樹	10番	今枝和子
11番	髙田浩視	12番	河村志信
13番	鍔本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原　勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤　勲
企画部長	林　玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	髙橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会事務局長	髙木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本　憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	内木雅浩

午前９時00分　開議

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

おはようございます。

昨日に引き続きまして、市の一般事務に関します質問を通告により行います。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問放送関係者が撮影することを許可いたしておりますので御報告いたします。

日程第１　一般質問

○議長（道下和茂君）

日程第１、一般質問を行います。

10番　今枝和子議員の発言を許します。

○１０番（今枝和子君）

おはようございます。

久しぶりのトップバッターということで大変緊張しておりますが、通告に従いまして大きく３点質問をさせていただきます。

１点目は若年世代に対する献血啓発の推進について、２点目は教員の負担軽減について、そして３点目は投票率向上に向けた取組についてです。

それでは１点目、若年世代に対する献血啓発の推進についてお尋ねをいたします。

少子高齢化の影響は献血の現場にも及んでおり、このままでは将来、血液の提供に不足が生じるおそれがあると懸念されることから、この質問をさせていただきます。

献血可能年齢は16歳から69歳ですが、そもそもなぜ多くの方の献血協力が必要なのでしょうか。それは、医療技術が進歩した今日でも、血液は人工的につくることができず、長期保存もできないからです。また、協力していただく方の健康を守るために、１人の人が１年間に献血できる回数や量には上限があります。そのため、患者さんに安定的に血液製剤をお届けするためには、１年を通じて時期によって偏ることなく、多くの方に御協力いただく必要があるのです。

皆さん、多分、献血で集められた血液のほとんどが大けがをしたとき等の輸血に使われるというイメージが多いのではないかと思いますが、実は違います。不慮の事故等で使用されるのは全体の３％とごく僅かで、ほとんどはがんなどの病気の治療に使われています。そして、毎日１万4,000人程度の献血量が継続的に必要とされております。また、血液を使用する患者さんの約87％は50歳以上であり、男性の２人に１人、女性の３人に１人ががんになると言われていることから推測すれば、血液を必要とされている方がとても多いことが容易に想像がつきます。

一方で、10代から30代の若年層の献血協力者数の減少は、この10年間で33%、延べ人数にして約80万人も減少をしております。今後、年間献血者の６割超を占める40代以上が上限年齢に達し、若年層の献血者が増えないままの状態が続けば、年間を通じて必要な血液量は確保できなくなると危惧されています。

日本赤十字社のホームページには「ありがとうの手紙 From 献血で救われたいのち」という動画が掲載をされています。その中で、ある白血病の患者さんが、抗がん剤治療の副作用は一般的によく言われている髪が抜け落ちることや吐き気だけではなく、もっともっとたくさんあって、とてもつらかったと吐露されています。そして、抗がん剤治療の後は顔色も青白くなり、起き上がるのもつらかったそうですが、輸血後は体がぽっぽぽっぽと温かくなっていき、鏡で見ても唇に色が戻ったのが分かる。とにかく元気になるので、人の血液ってすごいんだなと思いました。感謝でいっぱいですと語ってみえました。さらに、献血はなくてはならないもの、献血してくださる人がいて、その方たちの厚意だったり、優しさだったり、人から命を与えてもらっている感覚です。献血は生きる希望ですと締めくくられています。

私も先月、献血に行ってきました。これまでも数回献血をしておりますが、特に提供した血液のその先へ思いをはせることはありませんでした。献血によって実際に元気になられた方と接することがないためか、なかなかそこまでイメージはできませんでした。ですが、この動画を見てからは、私の血液でも必ず誰かの生きる力になっているのだと確信し、そして、これからも機会があれば積極的に献血をしようと心の底から思いました。

このように、献血に対する知識と理解が深まれば、もっともっとたくさんの方が協力してくださると実感をしております。国においても、今の若年層の厳しい献血状況を打開するため、骨太の方針2023に引き続き、2024においても小・中学校段階での献血推進活動など、献血への理解を深めると明記しています。そして、献血教育の推進を図る新たな事業を予算化し、献血可能年齢前からの普及・啓発を検討、昨年２月には、小学４年生に向けた献血教育冊子「みんなで学ぼう血液のこと」を全国の小学校に配布しました。そして、来年度25年には中学生用テキストを作成する方針となっています。

また、16歳から18歳で初めて献血をした人は、20代で初めてした人より生涯の献血回数が７倍にもなるとの報告もあり、より早い段階で献血の機会を得ることが一つの鍵になっているようです。ところが、献血は、二十歳の献血という言葉があるためか、二十歳からと勘違いしがちなのですが、200ミリリットル献血は16歳から、400ミリリットル献血は男性は17歳、女性は18歳からとなっております。献血教育によって、献血は多くの命を救えること、また今の現状が危機的であることなど、正しい知識と理解を深めることで、将来献血協力者を増やしていけると期待するところです。さらには、献血教育を通して、人から何かをしてもらうことが多い年齢から人のために何かをできる年齢になるのだと認識し、社会に目を向けるきっかけともなってほしいと願います。

そこで、献血教育の現状と今後の取組についての御見解をお伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

献血教育の現状と今後の取組についてお答えします。

献血は命をつなぐ最も身近なボランティアであり、多くの人々の命を救い、社会貢献につながる重要な行動です。しかし、特に若年層の献血が喫緊の課題となっています。

本巣市では、４年前から全国に先駆けて献血教育を「もとす命の教育」の一環として位置づけ、日本赤十字社と連携し様々な取組を行ってまいりました。

第１に取り組んだことは、献血に対する教職員の意識改革です。教職員自身が献血の経験を通して子どもたちにその意義を伝えることができるよう、実際に献血を行うことを推進しました。夏季休業中に日本赤十字社岐阜支部より小・中学校に献血車を派遣していただき、教職員に献血を呼びかけました。これまでに延べ113人の教職員が献血に協力をしました。ある教師は、我が子が川崎病になり、多くの人々の献血から作られた血液製剤によって命が救われた喜びと感謝の思いを学級の子どもたちに打ち明け、今後、自らも苦しんでいる誰かのために献血を行っていきたいと感動的に語りました。この教師をはじめ献血を行った教職員たちは、各学校の児童・生徒に、献血が多くの命を救い社会貢献につながる重要な行動であることを伝え続けています。

全国初となるこの取組が、現在、岐阜市や垂井町、瑞穂市などへ、加えて石川県、愛知県など県内外に広がっていきました。

さらに、献血教育の推進に向けて中学生へのアンケート調査を実施し、献血に対する理解不足や不安などの状況を捉え、例えば献血後の血液量は水分を取ることで回復すること、血漿の成分は約２日で、血小板は約４日、赤血球は約２週間で回復することなど、献血の基礎・基本を学ぶ教育実践も取り入れてまいりました。さらには、保健体育や理科の「けがの予防」や「体のつくり」という単元などの授業において、がんなどの病気を献血によって救っていること、自身の健康状態の把握になることなど、発展的に献血を扱う工夫も行ってまいりました。

また、外山小学校は、献血教育の一つとして、１年かけて血育かるた、「血」の「育」で血育かるたの実践を行い、令和６年７月18日に岐阜市で開催された第60回献血運動推進全国大会の献血セミナーにおいて、秋篠宮紀子さまと共に５・６年生の児童がこれまでの学びを伝えました。現在は、日本赤十字社東海北陸ブロックセンターと連携し、献血への理解と意欲を高めるＤＶＤ教材を開発し、ちょうど完成したところです。来年度以降、全ての小学校、中学校及び義務教育学校で、このＤＶＤ教材を使用した献血教育を進めてまいります。

今後も、献血をはじめ自分の力を社会のために役立てる子どもの育成を目指し、当事者意識を持って行動できる力を育んでまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

これまでに延べ113人もの教職員さんが献血をされ、また県内外に広がる取組をされていること、さらには国からの教材を待つことなく、日赤と連携をされてＤＶＤ教材が出来上がったということでした。ありがとうございます。先駆的に献血教育を進めていただきまして、本巣の子どもたちが近い将来、献血協力者となられることを期待をいたします。

次に、市民に向けた献血啓発についてお尋ねをいたします。

献血は、自分の血液で誰かを救える、あなたの献血で１人の命が救われるというとても崇高な社会貢献ですが、献血者にとってもメリットがあります。それは、無料で手軽に受けられる検査の一つと言えるからです。献血した二、三日後には、健康診断の項目とも重複する血液検査の結果が届き、自身の健康管理に役立ちます。多くの人の命を救い、自身の健康管理もできる献血、本当に多くの方に御協力いただきたいと願います。

皆さんは全国献血率ランキングというものを御存じでしょうか。献血率とは、献血可能人口に対する献血者数延べ人数の割合を示したものですが、2022年度版で岐阜県は何と47都道府県中45位ととても残念な結果でした。もっともっと献血啓発の発信が必要だと実感する数字です。

献血者を増やすには、献血への知識と理解を深める取組に加えて、血液の献血の２文字や献血バスなどがよく目に触れることも有効ではないでしょうか。献血バス運行予定は日赤のホームページに地域ごとで掲載をされてはいますが、そもそもその情報をわざわざ自ら得ようとする方は、既に献血経験者であると推測します。また、出先で偶然に献血バスを見かけたとしても、時間的な都合や子どもと同伴しているなど、その場ですぐに献血できる人は少ないのではないでしょうか。あらかじめ知っていることが第１段階だと思います。

そこでお尋ねをいたします。

本市における献血啓発の現状と今後の取組についての御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

最初に、本市における献血啓発の現状でございますが、本市では岐阜県赤十字血液センターとの連携の下、市役所をはじめ市内に所在する教育機関や企業、事業所で献血バスによる献血を実施しており、今年度は累計45回の実施となる見込みとなっております。また、それら全ての会場では、献血に協力いただいた方への感謝の気持ちとして、しおり、ノベルティーを配布しており、継続的な献血協力を促しております。

さらに、毎年７月は厚生労働省が定めた愛の血液助け合い運動月間となっており、この期間中の取組といたしまして、本市では、モレラ岐阜での献血開催の日に合わせて、街かどふれあい献血キ

ャンペーンを実施しております。本キャンペーンは、モレラ岐阜に来店された方に対し、啓発グッズの配布や献血協力の呼びかけといった啓発活動を行うものであり、岐阜県赤十字血液センターや岐阜ライオンズクラブと協力して実施をしております。

次に、今後の取組の見解でございますが、国の献血推進に係る新たな中期目標、献血推進2025では、若年層の献血者数の増加、安定的な献血の確保、複数回献血の推進など４つの項目で目標値を挙げており、これら４つの項目における目標値を達成するため、まず初めに献血の意義を理解し、献血に行ってもらうために効果的な献血の普及・啓発の促進に取り組むとされております。

献血は、命をつなぐボランティアとも言われる身近な社会貢献であり、本市におきましても、病気やけがなどで輸血を必要とする人々の尊い命を救うためにも、市のホームページやもとメール、また市の公式ＳＮＳなどを活用して献血事業の周知に努め、一人でも多くの方が献血の現状を知り、献血に御協力いただけるよう啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本市における取組として、今年度累計45回も実施見込みとのことでした。また、今後の取組としては、ホームページや公式ＳＮＳなどを活用しての啓発ということですが、再質問をお願いいたします。

具体的に先ほど触れました献血バスの運行予定といいますか、献血会場、予定会場というものの発信もその中には含まれていますでしょうか。今まで献血に関心がなかった方々、なかんずく若年世代の多くの方の目に、身近な場所に献血バスが来ているとの情報が複数回目に触れることで、１回行ってみようかと協力者になってもらえる可能性があるのではないかと期待をいたします。御見解をよろしくお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁の中でも、市のホームページやもとメール、市の公式ＳＮＳというようなことで啓発に取り組むという答弁を申し上げましたが、デジタル的な広報媒体も含めて、市のホームページは紙ベースの広報媒体になっております。どちらかといいますと、市のホームページとか市の公式ＳＮＳ等は、どちらかというと自分から見に行くとか、ＳＮＳなんかは登録してある方しか見ることができません。一方、紙媒体であります広報紙ですね、そちらのほうへの掲載については、どちらかというと見る側は受動的になりまして、見る機会が増えるというふうに考えておりますので、

新年度になりましたら広報「もとす」のほうに掲載をしていきたいと、そういうふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

そうですね、ＳＮＳも同じように求める方しか見られないので、必然的に自然に目に入る形で啓発をよろしくお願いいたします。

それでは、２つ目の質問、教員の負担軽減についてに移ります。

文部科学省が2022年度に行った教員勤務実態調査では、教諭の１日当たりの平均勤務時間は小学校で10時間45分、中学校で11時間１分と長時間労働が続いている実態が明らかになりました。先生方の身体的・精神的な負担軽減のために働き方の改善は取り組むべきことであり、また急がれるところではありますが、それはさることながら、働き方の改善によって先生方の心にゆとりが生まれ、教育の質の向上につながるなどの効果も期待できます。先生が忙しそうだったから話ができなかったなど、子どもが先生と話をしたいタイミングにその機会を失っていたという事例は全国的にもよく耳にします。

そうした中、教員の負担軽減策の一つとしてデジタル採点システムを活用する自治体が増えており、高評価であることからお尋ねをしたいと思います。

デジタル採点システムとは、生徒が記入した答案用紙を複合機などでスキャンして読み取り、そのデータと事前登録した模範解答をＡＩが照合するものです。定期試験等の採点業務は、短時間に大量の採点を高い精度で実施しなければならず、先生方にはとても負担の多い大きい業務となっています。ここで、デジタル採点システム導入者の声を紹介することで、その効果をお伝えしたいと思います。

まずは働き方改革については、記号選択問題はＡＩが自動で振り分けて採点するので圧倒的に時短になった。記述問題も正解・不正解を一括で採点でき、採点時間が短縮した。採点終了イコール集計終了となり、点数の入力作業や再計算の手間がなくなった。データを取り込めば、パソコンを開くだけで採点ができ、隙間時間を活用できる。紙をめくる動作などが不要になり、体力的に楽になった。

次に、教育効果については、データの自動集計でテスト後の解説にすぐに生かせる。分析結果を見て授業の習熟度を確かめ、設問が適切だったかを確認できる。データを蓄積、比較し、生徒や保護者に学習指導の根拠として提示できる。効率化で空いた時間を生徒と向き合う時間として使える。

最後に、採点制度については、点数が自動計算されるため、得点の計算ミスがなくなる。同じ設問を並べて一度に採点することにより、採点基準がぶれにくいなどとありました。

このようにたくさんの効果があることから、また昨年11月、市長さんに提出しました令和７年度

の予算要望書にも盛り込ませていただいたところではございますが、このデジタル採点システム活用についての御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

デジタル採点システム活用についてお答えします。

現在、市内の小学校、中学校及び義務教育学校では、第２期ＧＩＧＡスクール構想実現のために、児童・生徒のタブレットの更新、大型ディスプレーの導入などを進めているところでございます。

岐阜県では、令和８年度をめどに、県内全ての公立学校における岐阜県統合型校務支援システム構想を進めています。この動きは、教育ＤＸをさらに進め、教職員の働き方改革に直結する推進でもあります。現在使用している校務支援システムTe-Comp@ssの活用では、これまで紙媒体の書類として扱ってきたもの全てデジタルに置き換えられ、教職員の負担軽減につながっています。

議員御質問のデジタル採点システムは、全国の多くの自治体が採用するようになってきました。特に中学校においては、授業を教科担任制として教師１人当たり４から５学級を受け持ちます。また、技術・家庭科、保健体育などの授業時間数が少ない教科を専門とする教師は、１人で全校の生徒を受け持つことになります。教科や分量によっても異なりますが、定期テストなど１学級当たり手動で採点を行いますと約１時間ほどかかり、その後、観点別に集計して結果を入力するのに２時間ほどかかります。１学級当たり約３時間当たりの業務となりますので、５学級を受け持つ教師の場合は約15時間ほどの業務時間となり、教師にとっては採点は負担の大きい業務となっております。

これまでの現状を踏まえ、特に中学校における採点業務の軽減を図るために、令和７年度当初予算におきましては、本巣中学校、真正中学校、糸貫中学校の３校にデジタル採点システムの導入を予算計上いたしました。このシステムを使用しますと、採点業務が約３分の１に軽減されると実証されており、採点時間の削減効果と同時に、集計、転記ミスの防止、採点ミス削減、精神的負担の軽減などの効果が期待できます。

今後もこうしたデジタル採点システムを含め、教育ＤＸの推進により負担軽減を進め、教職員が教材研究や児童・生徒と向き合う時間に多く費やすことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本巣、糸貫、真正の３中学校に新年度導入されるということで、今後、先生方の負担軽減となり、さらには生徒と触れ合う時間が増えることを期待いたします。

それでは３つ目の質問、投票率向上に向けた取組についてお尋ねいたします。

まずは、国政選挙、衆議院選挙の投票率の推移をお示しします。

これまでに一番高かったのは、昭和33年の76.99％で、昭和の時代はほぼ70％台で推移しています。平成に入ると60％台と50％台を行ったり来たり。それでも平成２年の衆議院選挙では73.31％でした。令和になってからは50％台となり、令和３年には55.93％、そして昨年の衆議院では53.85％と、戦後３番目に低くなっています。

本巣市においても、直近３回の衆議院選挙では、平成29年が55.38％、令和３年が53.99％、そして昨年は52.61％と全国同様低下傾向にあります。ほぼ半数の有権者の意見しか反映されていないことになります。

投票率の低下については、その時々の社会情勢や政治的課題、有権者の意識等様々な要因が考えられますが、選挙は民主主義の根幹であり、多くの有権者の意思が反映されるべきであるため、大変残念であり、深く憂慮しています。

全国的に同じような課題を抱える中、投票率向上への対策については、地域の実情を踏まえて様々取組が行われております。総務省において、投票環境向上に向けた取組事例集が公表されておりますが、そこには共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力化、有権者の利便性の高い商業施設への期日前投票所の設置、移動式期日前投票所の設置など、数々の工夫した取組が展開をされております。

その中でも、移動式期日前投票所の設置については、県内において御嵩町や可児市、海津市などが導入をされておみえです。移動式期日前投票所とは、投票用紙や投票箱など必要な設備が整ったワゴン車やバスを活用し、期日前の期間中、地域の住民が投票しやすいように、あらかじめ決められたスケジュールに従って各地を巡回するものです。これにより、特に高齢者や障がい者、交通手段が限られている人々が投票しやすくなるという効果が期待できます。

本市においては、新庁舎の開庁より期日前投票所が新庁舎と根尾分庁舎のみとなり、多くの方から様々な御意見をいただきました。そこでお尋ねをいたします。

より多くの人々が政治参加できる取組の一つとして、移動式期日前投票車導入についてどのようにお考えか、その御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

移動期日前投票所とは、先ほど議員も説明されましたとおり、ワゴン車やバスを投票所として活用するもので、車内に投票箱や記載台を設置して施設等を短時間ごとに巡回し、車内で投票することができる手法で、主に投票区の統廃合等により投票所までの距離が遠距離となる山間部に多く、交通手段の確保が困難な有権者の投票機会の確保を目的として設置されるものでございます。

本市の投票所は、地理的条件を考慮し、根尾地域に４か所、本巣地域に４か所、糸貫地域に４か所、真正地域に３か所の合計15か所を設置し、期日前投票所は市役所本庁舎と根尾分庁舎の２か所に設置をしております。本市といたしましては、現在の投票所数において有権者の投票機会は確保されていると考えており、また、経費や人員の確保が困難であることから、移動期日前投票所の導入は現時点では考えておりません。

今後、本市においても、投票区の統廃合により投票所が減少することとなった場合は、代替案の一つとして移動期日前投票所の導入も検討してまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

現在では投票機会は確保されているとのお考えから、導入は考えていないとの御答弁でしたが、先ほども申し上げましたように、期日前の投票所が２か所になり、市民の方々からは様々な御意見を伺っております。また、御嵩町では、今年の１月、岐阜県知事選挙において、期日前投票車が成人式会場に出向き活躍したそうです。そして、可児市では、市内の高校に出向き18歳の高校生が貴重な１票を投じたという報道もありました。

導入に当たっては様々な課題があるかとは思いますが、現状の投票率の低下を考慮していただき、今後ぜひ前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

次に、投票支援カード、コミュニケーションボード配備についてお伺いをいたします。

投票支援カードとは、投票に際し手伝ってほしい内容を事前にチェックを入れ、入場整理券と一緒に係員に手渡すことで、投票所での支援をスムーズにするものです。具体的には、代筆してほしいや候補者名を読み上げてほしいなどのサポートが多いと思います。

また、コミュニケーションボードは投票所で想定される困り事や手伝ってほしいことをイラストや文字で表示したもので、対応してほしい内容を指差すことで、投票所の係員に自分の意思を伝えることができます。静かな投票所においては、声に出すのはちょっとと手助けをためらいがちになり、投票自体を諦めてしまうケースも少なくありません。多様な方々の投票機会を確保するためにこれらは有効であり、導入自治体も増えてきています。

そこでお尋ねをいたします。

これらの配備への御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、投票支援カード・コミュニケーションボード配備の見解についてお答えをさせていた

だきます。

投票支援カードは、代理投票やほかの支援が必要な方が、投票所で対応してほしい内容を事前にカードに記入し、係員に提示することで投票の支援を受けるものでございます。また、コミュニケーションボードは、投票所で想定される困り事などをイラストや文字で表示したもので、対応してほしい内容を指差して意思を伝えていただくもので、双方とも係員との意思疎通や投票に不安のある方などが投票手続をスムーズに行えるようサポートするものでございます。

これらにつきましては、県内でも既に実施している自治体もあり、また投票所の係員にとっても、投票に来られた方との正確な意思疎通が期待できることから、本市においても今後導入について検討してまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

導入について検討との御答弁でした。どうかよろしくお願いいたします。

次に、選挙割についてお伺いいたします。

国政選挙の年代別投票率は、令和３年の衆議院選挙では全体投票率が55.93％に対して、10代、30代は40％台、20代では30％台となっています。また、昨年の衆議院では、同じく全体投票率が53.85％に対して、10代、20代は30％台、30代が40％台と、若年層の投票率は低い水準にとどまっています。

このような中、近年、主に若い世代への投票率向上のための取組として、選挙割に関心が高まっています。選挙割とは、選挙の際に投票所で投票証明書を受け取り、それを選挙割協力店に提示することで、割引などのサービスを受けることができる選挙期間限定のイベントのようなものです。近くではモレラ岐阜や関市商工会などが取り組んでお見えです。実際に私も若い市民の方々から、本巣市でも選挙割をやってほしいなと言われたこともあります。

割引がないと投票への動機づけにならないのは悲しい気もいたしますが、それでも今まで投票に行ったことがない若い方が少しでも選挙に関心を持ち、政治参加のきっかけづくりになれば、一つのハードルは越えられるのではないかとも思います。

そこでお尋ねいたします。

選挙割への御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、選挙割の実施の見解についてお答えをさせていただきます。

選挙割とは、店舗等が、投票後に投票済証明書を持参された方などに対し、商品の割引等のサービスを行う取組をいいます。この選挙割は、投票率の向上や商店街の活性化を目的に行われているものであれば、直ちに公職選挙法上の問題となるものではございませんが、特定の候補者の当選を得る目的をもってなされていると認められる場合には、公職選挙法に抵触するおそれもございます。

本来、選挙権は本人の自発的意思によって行使するべきものでありまして、選挙割のようにサービスの提供によって選挙人を投票所に誘導することは、公職選挙法の目的に沿ったものとは言えないことから、選挙管理委員会が主導に行うことは適切ではないと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

ただいまの御答弁から、公職選挙法の目的に鑑みて、市が主導的に行うものではないことがよく分かりました。今後は、市内飲食店さんなどからの機運が高まることを期待したいと思います。

そこで、再質問をお願いいたします。

若い世代の投票率向上に向けて、本市においては今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問につきまして答弁を担当部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、若者の投票率向上に向けた取組について御説明をさせていただきます。

本巣市明るい選挙推進協議会では、啓発活動といたしまして、各選挙ごとに市内商業施設において投票日の選挙名の入った啓発用物品やチラシなどを来店者に配布し、投票参加を呼びかけており、また、市内の小学校児童、中学校生徒を対象に、夏休みの課題として明るい選挙を呼びかけることを内容とした明るい選挙啓発ポスターコンクールへの参加を依頼し、選挙権年齢前から選挙の大切さについて自分で調べたり考えたりする機会を設けるなどの取組をしております。

その他の取組といたしまして、市の二十歳を祝う会式典当日に選挙に関するチラシの配布や、ケーブルテレビ、ＣＣＮｅｔ番組内における選挙啓発及び投票日時、投票場所、期日前投票制度の周知を放映しております。

また、平成28年の公職選挙法の改正により、投票所に入ることができる子どもの範囲が幼児から18歳未満の方に拡大をされました。総務省が過去18歳から二十歳の男女を対象に実施した18歳選挙権に関する意識調査では、子どもの頃に親が行く投票についていったことがある人のほうが、ついていったことがない人と比べ投票した割合が20ポイント以上高くなっており、親子一緒に投票所に行くことは将来の投票参加に効果的であり、ほかでは得られない貴重な学習の機会となることから、

子ども同伴の投票を推進していきたいと考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

私も子どもの頃に親の投票についていったことがある人のほうが投票率が高くなるということを記事を目にしたことがございます。効果が出るまでには年数はかかりますが、着実に前に進むことだと思いますので、よろしく啓発のほうをお願いいたします。

それでは、最後の質問、主権者教育についてお尋ねをいたします。

投票率向上に向けた取組として、これまで３点質問をしてまいりましたが、これらはどれもある意味目先の対応策にしかすぎません。本当は、もっともっと本質的に有権者の投票機会の保障を目指すことが重要であると思っています。

2015年、改正公職選挙法が成立し、18歳選挙権が導入をされました。それに伴い、若者の政治的リテラシーや政治参加意識を育む必要があるとして、これまで以上に主権者教育の重要性が高まっていると言われています。加えて、若い世代の投票率の低さには、高校までの学校教育の中で政治や社会の仕組みについて学ぶことはあっても、現実の政策課題や選挙の争点といった中身を学び、自分事として考え、討論する機会が少なかったのではないかという指摘もなされています。

それでは、主権者教育とは何でしょうか。主権者教育の定義については明確に１つに定められているわけではありませんが、例えば総務省の資料では、主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこととされています。また、文部科学省の資料によれば、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を、社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせることとされています。

つまり、主権者教育とは、子どもたちが政治や社会のことに関心を持ち、それを自分事として考えた上で、主体的に社会参加する態度を養うということだと思います。そして、その延長線上に投票率の向上という結果をもたらすものだと言えると思います。文部科学省が行った調査では、主権者教育を行ったと回答した学校が全体の９割以上との結果が出ている一方で、現実的な政治的事象についての話合い活動を実施したと回答した学校は３割強にとどまっていました。また、指導に当たり、選挙管理委員会や地方公共団体、ＮＰＯなどとの連携に関しては、５割弱が連携していないと回答しています。政治的事象の話合いとなると高校生レベルになるのかもしれませんが、子どもたちが社会で起きている問題や政治に対し興味・関心を持つことは大切なことだと思います。

そこでお尋ねをいたします。

本市における主権者教育の現状と今後の取組への御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

主権者教育の現状と今後の取組についてお答えします。

主権者教育は、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し、行動していく未来の担い手を育成していくことが重要です。ですから、本市では、全ての学校で子どもたちが政治や経済などに関心を持ち、主体的に社会に参画する態度を培う教育を推進しています。特に、中学校３年生の社会科公民分野では、日本国憲法の国民主権に基づき、憲法・政治・経済を捉え、主権者意識の醸成を促す学習を進めています。「現代の民主政治」という単元では、「18歳へのステップ」という教材を活用し、衆議院議員総選挙について絵図や画像で分かりやすく示された選挙の流れを学び、政治への参画や選挙への関心を高めています。そのほか、市内の学校では、児童会・生徒会選挙の際、投票箱を設置して投票する体験をしながら、１票の重みを実感する実践なども行われています。

しかしながら、日本財団の18歳の意識調査で世界に目を向けてみますと、「自分は責任ある社会の一員だと思う」「自分の行動で国や社会を変えられると思う」「社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している」などの項目について、他国が80から90％を超えるのに対し、日本は18％から45％と世界の国々に比べ著しく低く最下位であり、日本の主権者教育の弱さが露呈されています。

このような状況を解決していくためには、よりよい学校や社会を築くため多様な人々と対話し、合意形成するという民主主義の基本を学ぶ必要があると考えています。これを踏まえ、本巣市では、生きて働く主権者教育として毎年行う児童会・生徒会サミット等を生かし、自分で考えを伝え、他者と対話する営みを大切にしてきました。さらに、本年度１年かけた本巣市子どもの権利条例の取組は、当事者となって自分も仲間も幸せになる学校を築くために、仲間との熟議を重ね、自分で法律をつくることができたという自信とその力を育みました。この実践は、民主主義の担い手としての主権者を育て、自分たちで社会をつくるという本物の学びにつながりました。

国や社会の問題を自分事として捉え、主体的に行動していく主権者教育は非常に奥深く、子どもたちが日々学校の課題と向き合い、仲間と協働しながら解決していく積み重ねが最も重要です。こうした社会参画を繰り返すことが、主権者意識を高め、結果として投票率の向上につながっていくと確信しています。

今後は、本年度取り組んだ子どもの権利条例に基づいた子どもたちによる新しい学校づくりを進め、さらには子ども憲章の絶えざるアップデートに向けた対話を通して、自分が当事者となって法や社会をつくるという自覚を高め、どこにもない主権者教育の伝統をつくり上げてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○１０番（今枝和子君）

ありがとうございました。

世界の国々に比べて、日本は主権者教育の弱さがあること、数字は驚きでした。また、そんな中、本市におかれては、昨年度より取り組んでこられました子どもの権利条例に基づき、どこにもない主権者教育の伝統をつくり上げていくとの力強い御答弁をいただきました。将来、本巣の子どもたちが社会で活躍をされること、そして近い将来、投票率が向上することを期待いたします。

最後に、投票は未来の自分たちの生活に返ってきます。このことを大人も子どもも全ての皆様に改めてお伝えし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続いて、12番　河村志信議員の発言を許します。

○１２番（河村志信君）

事前通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2020年より世界に拡散したコロナウイルスは、多くの悪影響、社会への大きなマイナス材料を残しました。身近な事例で言えば、地域の付き合い、自治会の活動の衰退にもつながりました。地域活動の縮小・廃止、行事・祭りの中止も多く聞かれます。この４月６日には、東海環状自動車道本巣インターの開通を控えています。にぎわい創出などへの追い風とするならば、地域の活性化の原点でもある自治会の活動が活発になることは、これからの本巣市の将来につながるヒントが多くあると考えます。その観点で、今回の一般質問のテーマとさせていただきました。

質問の１になります。

自治会組織の現状と今後の在り方についてお尋ねいたします。

地方の社会問題としての高齢化による人口減少、過疎化と都市部への流出、少子化による学校の統廃合、子ども会が成り立たない。災害対策と防災対策など様々な社会問題に対し、行政だけでの対応では限界に来ているのが現状だと思います。

その補完組織として、共助の自治会活動の重要性が見直されつつあります。地域コミュニティーとしての自治会が活発に機能していれば、そこに住む市民も安心して暮らせます。自治会活動は任意であり、加入は自由ですが、ごみ出し一つ、災害時の助け合いなど住民にとっては欠かせない活動です。しかし、現状は加入戸数の減少や自治会役員、特に自治会長の成り手も難しくなり、解散さえもささやかれる自治会もあるとお聞きします。

全国の地方の自治会を見たとき、活発に機能し活動が盛んな組織もあります。その中身は、常に活動を見直し、改善がされ、自治会員総意の下で運営されていると聞きます。

質問に入ります。

１番、本市の自治会の数は、その加入数、加入人数、その活動の主なものはどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、本市の自治会の数、その加入人数、その活動の内容の主なものについてお答えをさせていただきます。

本市の自治会数につきましては、単位自治会といたしまして、根尾地域が30自治会、本巣地域が27自治会、糸貫地域が25自治会、真正地域が36自治会の合計118自治会があります。次に、その加入人数ですが、市は岐阜県自治連絡協議会への自治会加入率報告のため、毎年４月１日現在で各自治会から加入世帯数を御報告していただいておりますが、加入人数は報告対象でないため把握はしておりません。

最後に、自治会活動の主なものにつきましては、自治会は地域課題を解決するための合意形成や地域環境活動、伝統行事などの運営による地域文化の継承、住民相互の親睦といった活動のほか、防犯や自主防災組織の取組などにより、自分たちの住む地域を自分たちの手で住みやすくするための活動を行っています。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

加入人数は把握されていないとのことですが、現状、都市部といいましょうか、岐阜市なんかでは五十数%の加入率と、まだまだ本巣は80、90というような数も聞きますので安心な部分はありますが、こういう流れは徐々に郊外といいますか地方にも広がってまいりますので、その点が今後の課題かなと思っております。

２番の質問に入ります。

自治会への加入率、加入状況は、自治会に入らない市民は困っていないかをお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをいたします。

初めに自治会の加入率、加入状況につきまして、まず加入率につきましては、令和６年４月１日現在で、本市の住民基本台帳上の世帯数１万3,107世帯に対する自治会への加入世帯数は１万1,213世帯であり、加入率は85.5%となります。地域別の加入率としましては、根尾地域が95.6%、本巣地域が83.9%、糸貫地域が84.5%、真正地域が86.3%となります。加入状況につきましては、過去３年間の市全体の加入率と比較してみますと、令和３年度が87.7%、令和４年度が87.2%、令和５年度が87.8%と、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和６年度は前年度より2.3ポイント減少しており、加入世帯数はやや減少しております。しかしながら、県内21市で比較してみますと、令

和６年度の自治会加入率の県内平均は64.8％であり、本市の加入率85.5％は県内21市中２番目に高く、まだまだ高い水準にあります。

次に、自治会へ加入していない市民の方の困り事につきましては、時折、市民の方から、自治会へ加入しないとごみ集積所の使用や子ども会活動への参加が制限されるのかなどといった御相談がございますが、ごみ集積所の維持管理は自治会が行っており、加えて子ども会活動などは自治会の行事に係ることでございますので、各自治会長に御相談いただくようお伝えしているところでございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

３番の質問に入ります。

自治会長の成り手、役員さんの成り手の状況はどのような状況でしょうか。お聞きするところによれば、どういうことをやるのか、何をやっていくのか分からず、その不安もあって役員の成り手がないというような声も聞きますが、いかがなものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、自治会長の成り手、役員の成り手の現状につきまして御説明をさせていただきます。

市では、毎年11月に開催しております第３回地域自治会長会において、翌年度の自治会長をはじめとする自治会役員等の選出を依頼しております。特に自治会長につきましては、地域住民の方の声を集約していただき、行政とのパイプ役として、また自治会活動を行うために必要な各種補助金の手続など、大変重要な役割を担っていただいております。

各自治会とも、自治会役員等の選出につきましては苦慮しておられるとの話も伺っておりますが、自治会活動の中心となる重要な役割を御理解いただき、毎年全ての自治会から選出いただいております。

市から自治会長への各種連絡事項等は、年４回開催しております地域自治会長会で説明しており、それ以外におきましても随時各種相談をお受けし、自治会活動が円滑に進むように努めております。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

身近なところでお聞きしますのが、以前とは違い当然パソコン等が活用できないとやれないだとか、そういう難しさもあるというふうに聞いております。

４番の質問に入ります。

自治会活動の見直し、その内容ですね、業務の内容の合理化、簡素化等、改革と申しましょうか、そのようなお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、自治会活動の見直し、業務の合理化・簡素化への考えにつきまして答弁させていただきます。

自治会とは、地域住民の自主的な意思に基づき作られた任意の組織であることから、その活動内容においては何らほかの制約を受けるものではないと考えております。よって、御質問の自治会活動の見直し、業務の合理化及び簡素化につきましては、各自治会内で御協議いただき、会員の合意形成を図っていただくことが肝要であると考えております。

活動マニュアルについてですが、市では、自治会の手引きという市民の方向けに自治会活動について作成した冊子を市ホームページ上で公開しており、どなたでも閲覧、ダウンロードしていただけます。内容は、自治会とはから始まり、自治会運営、自治会と市の関係、自治会活動、地縁団体の設立、自治会規約の例などについて記載しており、自治会活動の参考にしていただけるものとなっております。

次に、地域ごとの専任担当者の設置についてでございますけれども、市役所新庁舎統合以前は、旧本庁舎及び各分庁舎に各地域の自治会担当職員がそれぞれ配置され、対応されておりました。新庁舎統合後は、組織改編により、本巣・糸貫・真正地域の自治会担当者は本庁舎総務課に集約し、根尾地域につきましては、組織改編後の根尾分庁舎地域調整課が担当しております。

今後につきましては、今年度、新たな職員体制で実施した結果を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

最後に、各部署からの依頼事項の一元化でございます。

市から自治会長への依頼、連絡事項は、毎月28日の自治会への文書配布や年４回開催しております地域自治会長会、また必要に応じて随時各所属により依頼、連絡等させていただいております。複数の所属より様々な依頼・連絡等をお受けいただいている自治会長の御負担は十分に理解しておりますが、市の業務は非常に多岐にわたり、依頼・連絡等のタイミングも一様でないことから、特定の所属で一元することは困難な状況ではございますが、できるだけ自治会長様に負担がかからないように対応してまいりたいと考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

活動マニュアルというものはないと。ただ、そういう手引きみたいなものがあるから、それを参考にすると。今回の御答弁で一番感心というか思いましたのが、当然、自治会というネーミングからすれば、当然自主的な自治をやるということからすれば、確かに行政からああせいこうせいというものではないとは思いますが、やっぱり不慣れな新しい自治会長さん、役員さんのサポートをしていただくには、よりきめ細かな担当をしいていただいて、この方がこのエリアの担当とすれば、その方に相談をすればいろんなことがサポートしていただけるというのはありがたい話かと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

地域活動の原点である自治会活動、それは地域コミュニティーの強化という重要な位置づけがあると考えます。地域の結束が強ければ、そこに住む方々も安心して心強いものです。子どもたちの見守りであったり、それから災害時の相互協力など、多くの利点を秘めていると考えます。いま一度、自治会活動の持つ可能性を見直していただき、市にとっての重要な位置づけであることを再確認していただくことを願うものであります。住んでいてよかったと思えるまちにしていただきたいなと思います。

次、２番の質問に入ります。

にぎわい創出としての地域イベントについてお尋ねいたします。

合併20年を経て、課題であった分庁舎方式も新庁舎の完成により解消されました。東海環状自動車道は、いよいよ４月６日に山県－本巣インター間が開通し、この夏には本巣－大野神戸インター間も開通の運びと聞いております。いよいよ高速道路の通るまちとなるわけです。それは本市にとって大きな飛躍のチャンス、昔で言えば穂積に東海道線が通ったというようなもので、新しい駅ができたというぐらいのインパクトがあるんじゃないかというふうに私は考えております。

その好条件を受けての本市での盛り上がりは、あまり感じません。本巣市には何も観光地がないという意見を多く耳にします。日本三大桜の淡墨桜も観光客が来るのは開花する春の10日間前後である。宿泊施設も少なく、経済効果もあまり期待できないのかなと思っております。

しかし、本当に魅力的な観光地になり得る場所はないのか。北部エリアには200名山の能郷白山があり、またそこを源とする根尾川、近年、そこで採れるアユはとてもおいしく、評判がよいと聞いております。そして、気軽に登山の楽しめる里山の数々は、自然に憧れる都会の人たちにとっては魅力にあふれて人気があります。南部エリアには肥沃な濃尾平野で取れるハツシモブランドのお米や、伝統的な富有柿などの農産物があり、アイデア次第ではふるさと納税の返礼品にもなると思います。大型商業施設のモレラ岐阜も地元が思う以上に人気があり、冠山トンネルの開通により福井県からの来訪者が増えたことには多くのヒントがあります。

この２月より就任された江崎知事の言葉に、リニア新幹線が開通すれば１時間半で羽田の飛行場に行けるよ、岐阜県が飛行場を手に入れたことになるんだよと。また都心より１時間弱で中津川へ来られます。これはハイキングで日本一にぎわう高尾山、八王子の高尾山と同じですよと。岐阜の自然を都心の方々が日帰りで楽しめるようになるんだよというお言葉を聞いたことがございます。この発想でいけば、本巣は冠山トンネルによって越前の海と魚介類を手に入れた、海なし県の岐阜

が海がすぐのところに来たよと。本巣インターは大阪や京都など関西圏のお客さんを手に入れたとなるのではないでしょうか。そのような発想を持ち、観光客や買い物客を増やすことが、本市の経済的な発展につながるものだと思います。それがインター効果、通過点とならないようにする対策をこれから打つべきではないかと思います。

質問に入ります。

１番、本巣インターの開通をにらんだ観光への取組は、またその具体的な例はございますか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

東海環状自動車道本巣インターチェンジは、令和７年４月６日に開通が予定されており、本巣インターチェンジから東へのアクセス性が向上することから、広域集客の促進や物流の効率化などが期待されています。

本市には、日本三大桜の一つである国指定天然記念物根尾谷淡墨桜や、国指定特別天然記念物根尾谷断層をはじめ、能郷白山や清流根尾川など多くの観光資源があり、これまでも本巣市観光協会とともに観光ＰＲに努めてきました。現在、本巣インターチェンジ出口付近の国道157号には、県において道路案内板の設置が進められており、その道路案内板に淡墨桜や道の駅織部の里もとすなどの市内観光地が案内できる表記となっています。また、本巣パーキングエリアに併設しているもとまるパークにおいても、指定管理者が整備している店舗の完成に合わせてデジタルサイネージ、いわゆる電子看板による観光ＰＲの準備を進めています。

大型商業施設のモレラ岐阜においては、現在年間980万人の来訪客があり、東海環状自動車道の開通によりその人数はさらに増えるものと予測されますので、市では令和７年度にその集客力を活用した東海環状自動車道本巣インターチェンジ・本巣パーキングエリア開通記念イベントを計画しており、本市の自然や文化、産業をはじめとする様々な魅力を発信し、観光と交流人口の拡大を図りたいと考えています。

令和５年11月19日には冠山トンネルが開通し、福井県からの往来も増え、さらに令和７年４月６日に本巣インターチェンジが開通し、夏頃には本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジが開通することで、交通の流れや人の流れが大きく変わります。本巣パーキングエリアでは、大型遊具や芝生広場、ドームテントなどを整備したもとまるパークが隣接し、食事や土産品などの購入ができる商業施設も建設中で、単なる休憩場所ではなく、多くの人が滞在を楽しんでいただける場となります。また、本巣インターチェンジの近くには、東海地方最大級の国指定史跡である船来山古墳群があり、現地で体感できる目で見る群集墳として整備を進めており、新たな観光資源として期待されています。

本巣インターチェンジの開通により、ここを拠点として新たな観光の周遊コースとして、例えば２市４町で構成する西美濃夢源回廊協議会にて、谷汲山華厳寺や徳山ダム、淡墨桜などを周遊するコースをつくり、広域観光としてこれまで点と点であった観光地を線で結びたいと考えています。この東海環状自動車道の開通を好機として、本巣市が通過点とならないよう、本巣市の魅力を広く発信し、集客につなげて観光を盛り上げていきたいと考えています。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

今回一般質問するに当たりまして、私なりにもいろいろ調べてみました。

いま一度、本巣市にはどういう観光資源が眠っているのかというところで、観光協会等にも問合せ、お尋ねをしましたところ、「アルキメデス」という地図ですね、こちらに紹介いたします。「アルキメデス」、歩いてめでるというものの造語だとは思いますが、なかなか面白いネーミングですし、現在もボリューム10ということで、15まで何かつくるようなことをお聞きしましたが、そういう形でよりいま一度本巣市の観光資源を観光協会のほうも取り上げてみえると、これは非常に心強い試みかなと思っております。

あと、冠山トンネルの話をしましたが、これもお聞きしましたところ、福井のほうは非常に、本巣市が越前市と友好都市であることは皆さん御存じだと思いますが、非常にやはり北陸から岐阜のほうへ行きたいと、モレラ岐阜であったりマーサであったり、いろんな観光に来たい方が冠山トンネルを通って岐阜県のほうへ来て、本巣のほうへ来ていただいていると。そうしたら「ファミール」という福井のタウン誌ですか、フリーペーパーが特集を組んでいるんですよね。いま一度こういうふうに他府県の方は本巣、西美濃ですね、６市町の体験型行楽スポットということで記事になっております。この逆もあってもいいんじゃないかなと。逆に岐阜県本巣市の方が冠山トンネルを通って、そして福井県、越前へ行って、海の幸であったりいろんな観光をするということが、これが相互に発展する形だと思いますので、そんなものをちょっと紹介させていただきました。

３番の質問に入ります。

観光の広域連携としての西美濃夢源回廊協議会のインター開通をにらんだ活動はございますか。現状の活動状況はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

ごめんなさい、飛んでしまいました。訂正させてください。

すみません、②番ですね。

眠っている観光資源の発掘や開発の計画は、隠れた観光資源のリストアップや調査の状況はございますか、お尋ねいたします。失礼いたしました。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問の答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えします。

本市には、国指定の天然記念物である淡墨桜をはじめ、真桑人形浄瑠璃や能郷の能・狂言など有名な観光資源があります。そのほかにも、あまり知られていない観光資源もあることから、本巣市観光協会と連携して、本巣市アルキメデル地図の発行を進めています。この地図は、樽見鉄道を起点としてふるさと本巣を歩きながら歴史・文化に触れ、自然の豊かさを楽しむふるさと探訪ウオーキング「歩き、愛でる」として企画したもので、地域別にエリア化して観光資源を紹介しており、これまでに本巣と根尾の北部地域の地図を作成しています。令和６年度においても、根尾地域の地図を作成しており、その中には約２億5,000万年前の巨大な二枚貝がサンゴ礁に生息して化石になったシカマイアや越波願養寺のギンナンなどを紹介しています。令和７年度は、南部の糸貫地域の地図を作成する予定であり、この地図により、市内を散策された方が様々な写真を撮影し、観光協会主催のフォトコンテストへの応募やＳＮＳ等に投稿されることで、ふだん気づかない新たな観光資源の発掘につながるものと考えています。

ＳＮＳ等への投稿については、最近では市民文化ホールの西側にある安らぎの林に咲く彼岸花や根尾川ガーデン敷地内に咲くハナモモなどが投稿され、開花時期には多くの方が鑑賞に訪れているといった効果が現れており、今後も観光資源の発掘等につきましては、本巣市観光協会と連携して進めていきたいと考えています。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

ちょっと話が前後いたしまして、御迷惑をおかけしました。

それと訂正ですが、「アルキメデル」が正式でした。「アルキメデス」じゃなくて「アルキメデル」地図というものでございました。訂正させていただきます。

次に、３番の質問に入ります。

観光の広域連携としての西美濃夢源回廊協議会のインター開通をにらんだ活動はどのようなものでしょうか。現場の活動実態をお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

はい、それではお答えいたします。

西美濃夢源回廊協議会は、大垣市、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町及び本巣市の２市４町が連携し、優れた地域資源を掘り起こして観光資源として効果的に発信するとともに、地域の夢の源となる新たな観光ルートとして西美濃夢源回廊を確立し、道路など社会基盤の整備を図り、観光産

業の振興と地域社会の発展に取り組んでいます。

この協議会では、西美濃サイクルツーリズムと称して、この地域の観光資源や良好な景観などを生かした四季折々の風を感じられる６つの周遊コースを設け、多くの人が訪れ楽しんでいただいています。また、周遊コースが掲載された公式ガイドブックを各市町の観光施設やイベントなどで配布し、周知しています。

さらに、毎年、西美濃夢源回廊観光周遊ツアーを企画しており、最近では冠山トンネルが開通したこともあり、福井県を発着としたツアーを実施したほか、福井県の宅配情報誌に西美濃６市町村の体験型行楽スポットの紹介記事を掲載して情報発信を行いました。

観光ＰＲについても、桜キャラバン、紅葉キャラバンとして県内外の報道機関を訪問しているほか、協議会ホームページやインスタグラムにより各種イベント等の告知を行っています。また、令和６年度には構成市町の主な観光資源を１冊にまとめて紹介する「西美濃夢源回廊WALK GUIDE」を作成し、ＰＲに活用しています。

これらのほか、毎年、西美濃夢源回廊の基盤となる道路網等の整備や西美濃夢源回廊の広域観光を推進するための新たな魅力づくりに関し、岐阜県に対して要望活動を実施しています。

令和７年度におきましては、東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジから山県インターチェンジ間が開通することから、これまでのバスツアーに加えて、東海環状自動車道を利用するマイカーツアーの構想もしており、西美濃夢源回廊協議会としてさらなる誘客に努めていきます。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

西美濃夢源回廊協議会、非常にいいネーミングですよね。夢の源を回るということで、特にこの東海環状が、本巣インター、岐阜インターが新たに開通することによって、人が移動する、遠くから来ていただける、そういった場合に、当然一つの市町では完結しないと考えます。以前にもお話ししました揖斐川町谷汲の華厳寺につきましては、西国三十三観音霊場の最終札所ということで、非常に関西の方は非常に興味を持ってみえます。いつかは行きたいと、岐阜の谷汲山へお参りに行きたいというようなことで、やはり広域で行政、市町をまたいだ観光というものはこれからさらに重要になってくるということで、御存じかとは思いますが、こういう「夢」という冊子が西美濃夢源回廊協議会から出ております。

現在、たしか大野町さんが幹事をやられているのかな、その辺ちょっと再質問させていただきますけど、どのような形で運営されているのか。例えば資金というんですかね、財源はどうなっているのか。その辺をちょっと再質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

西美濃夢源回廊協議会につきましては、先ほどお話しした本巣市をはじめとする２市４町で構成されておりまして、平成24年度から活動を始めております。現在、事務局は議員おっしゃるとおり大野町にございます。予算規模は約300万円ほどで、構成市町の負担金は市町を問わず年額一律28万円、６市町村ですので合計168万円となっております。残りは県補助金と繰越金等で充てられております。

主な支出内容ですが、ホームページの更新による情報発信や、先ほど見せていただきました情報誌ファミールなどへの掲載費、西美濃周遊体験ツアー、観光キャラバン活動などに支出をしてございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

ありがとうございます。

３番目の質問に入ります。

本市に見えている外国人労働者の方の現状と将来はについて捉えたいと思います。

少子高齢化の時代において、現役世代の人口も減り、その結果として深刻な労働力不足が社会問題となりつつあります。世界的にも外国人労働者、移民に頼らざるを得ないのが現状かなと思います。しかし、アメリカやヨーロッパでも、移民問題や外国人労働者に関してのトラブルは、大きな政治的、社会的な問題となっています。

日本においても技能実習制度や特定技能制度により、多くの外国人労働者の方が岐阜県本巣市の企業でも普通に見かける時代となりました。本市の真正にある日本語学校スバル学院は御存じでしょうか。現在、東アジアやアフリカより十数か国、100人以上の学生が日本語習得のために学んでいます。中には日本で介護の資格などを取り就労を目指したり、それから母国に帰り日系企業への就職を希望しているというお話でした。

この１月、本市の主催する二十歳を祝う会へは、スバル学院より10名の学生さんが参加されました。しかし、まだまだ外国の方々と気軽に接したり話したりする機会は少なく、コミュニケーションを取ることはまれです。結果、ある意味での不信感があったり、お互いに理解し合えていないのが現状かと思います。

質問に入ります。

１番、本市に居住する外国人の方の人数、就労者の人数、学生の人数はどのようなものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市に住所を有する在留外国人の人数につきましては、在留外国人統計の直近公表資料である令和６年６月末現在によりますと880人となっております。

この統計資料につきましては、国籍別、在留資格別に集計された資料となっておりまして、議員御質問いただいております就労者の人数及び学生の人数につきましては、正確に把握することはできません。

なお、参考までではございますが、本市に住所を有する外国人の方につきまして、特定技能や技能実習などの資格をお持ちの方が市内に540人程度、留学資格をお持ちの方が40人程度、永住者や定住者などその他の資格をお持ちの方が300人程度いらっしゃいます。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

再質問をお願いいたします。

なかなかこのデータを取れないというお話もございましたが、分かる範囲内でお願いしたいのが、本市における国別ですね、どのような国の方がお見えになっているか分かればお尋ねしたいと思います。また、その国の方が永住を希望しているのか、一時的な就労なのか、定住を目指されているのか、その辺も含めて質問させていただきます。

○議長（道下和茂君）

これらの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、まずは国籍別の外国人の方の人数について御答弁申し上げます。

初めに、令和４年６月末時点の国籍別の外国人の人数でございますが、中国籍の方が一番多くて約230人、次いでベトナム籍の方が約120人、フィリピン籍の方が約80人となっております。その１年後の令和５年６月末時点になりますと、ここでも同じくまず一番多いのが中国籍の方が約210人、次いでベトナム籍の方が約150人、インドネシア籍の方が約110人となっております。直近の令和６年６月末時点では、ここでも中国籍の方が約230人と一番多く、次いでインドネシア籍の方が約180人、ベトナム籍の方が約170人となっておりまして、その数については年々増加傾向にございます。

なお、その方々の今後の永住希望なのかといったことについては、すみません、情報がございませんので、御答弁申し上げることはできません。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

では２番の質問に入ります。

日本語を学ぶ学生の人数など、日本語学校の状況ですね。それと彼らへのサポート、住むところとか、それからアルバイトなどを希望されていると聞きますが、そのような体制はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

先ほども御答弁申し上げましたが、現在、本市で把握することが可能な外国人の人数につきましては在留資格別によるものとなっておりますので、日本語を学ぶ学生の人数につきましては把握ができておりませんが、留学資格をお持ちの方は約40人程度おられます。

続きまして、日本語を学ぶ外国人学生へのサポート体制についてでございますが、基本的には、学生の皆さんはその学ばれている学校などの関係機関において、日本での生活面でのサポート体制が整えられている状況でございます。なお、外国人学生の方から住居やアルバイトを含め各種御相談を受けた際には、現在のところでは岐阜県外国人活躍共生社会推進課であったり、公益財団法人岐阜県国際交流センターなどへ御案内をしている状況でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

私もスバル学院にお邪魔しまして、いろいろお尋ねしました。

先ほどの中国の方、ベトナムの方、フィリピンの方とちょっと違いまして、日本語を学びに来てみえる方はネパール、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカ、あとアフリカのコートジボワールだとか、結構意外なところから見えているんだなというのを実感いたしました。

再質問をお願いしたいと思います。

県の窓口は、お聞きしましたが、やはりこの地元に住んでいて困ったなと、外国の方は市役所にお見えになったという場合、その辺の対応、県にあるからそちらへ行ってくれだけじゃなくて、多少なりとも親身にというか対応できるような、そういう窓口担当の体制は可能なものか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林　玲一君）

それではお答えさせていただきます。

現在、外国人に関する専門窓口としては設けてございませんが、各種御相談をいただいた際には、企画広報課が窓口となって対応させていただいております。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

３番の質問に入りたいと思います。

外国人の方にとって、本巣は優しいといった取組が私は重要かなと。当然、勉強を終わられたら母国へ帰る後ですね、ああ日本はよかった、日本へ行ってよかった、岐阜県本巣市で勉強してよかったというような思いを持っていただけることが重要かと思います。その評価アップへの何か対応、対策をされていますか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

本巣市では、本市に在住する外国人の方が年々増加傾向となってきたことを受けまして、令和６年度から地域住民の方との情報の行き違いであったり、コミュニケーションの擦れ違いによる生活上や仕事上のトラブルが避けられるように、生活に必要な日本語について、日本人ボランティアと、やさしい日本語による会話を通じて身につけていただける場として、もとす日本語おしゃべりひろばを立ち上げまして、モレラ岐阜の会場で昨年、令和６年９月29日から12月22日までの日曜日に全８回の講座を開催し、延べ56名の外国人の方に御参加をいただきました。

この８回の講義の中では、外国人の方に本巣市での生活において知っておいていただきたい防災であったりごみ捨てなどのテーマも盛り込み、それぞれの会では担当課が直接講師として参加いたしまして、やさしい日本語で説明を行いながら、シェイクアウト訓練であったりごみの分別クイズなどを体験していただくことで、日常生活における不安の解消へとつなげてまいりました。

このほか、本年２月には、本市の広報活動全般の方向性を示す指針としまして、本巣市広報戦略及びその附属資料として、「脱！お役所言葉　やさしい日本語の手引き」を策定し、全庁的に、外国人の方を含め市民の方に、市役所からのお知らせについて可能な限り分かりやすい表現への変更に努めることとしております。また、ホームページの新たな閲覧サポート機能としまして、やさしい日本語変換機能を追加し、ページ内に表示されるやさしい日本語ボタンを押すことで、外国人の方にも分かりやすい簡単な日本語で閲覧することができるようになりました。

今後につきましても、市が発信する情報につきましては、やさしい日本語を使うことで、本市に住む外国人の方にもしっかりと伝わることを目指すとともに、引き続き本市に在住する外国人の方

と日本人市民の交流の機会として、もとす日本語おしゃべりひろばの開催に取り組み、外国人の方が情報の行き違いやコミュニケーションの擦れ違いによる生活上や仕事上のトラブルに巻き込まれずに、誰もが安全・安心して暮らせるまちを目指した本市で暮らしていただくことが、議員おっしゃる外国人に優しい本巣につながり、母国に限らず本市から他市町村に転出された後でも、本巣市は暮らしやすかったと、こう感じていただけることが、本市の評価向上につながっていくというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

もとす日本語おしゃべりひろば、これは非常にいい活動だなと。なかなか本市の市民の方が外国の方と話す、接することが、互いの文化の理解、知らないがゆえの誤解があったり偏見があったりが、結局大きな溝をつくって社会問題となっていくと。こじれてからの修復は困難と思います。外国から来た方が日本、岐阜、本巣へ来てよかったと思ってもらえる、これが非常に本市にとってもプラスになる内容かなと思います。

４番、質問４．外国の子弟、子どもたちへの教育の体制は、言語などコミュニケーションへの課題はございませんか。お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

外国籍の子どもたちへの教育の体制及びコミュニケーションへの課題についてお答えします。

本巣市では、現在、外国籍の児童・生徒は25人在籍し、その中には日本語指導を必要とする児童・生徒が15人います。2017年の外国籍の児童・生徒は７人でしたので、７年間で約3.5倍の増加となっています。この対応につきましては、学校や学級担任に任せることなく、市として支援体制を構築しております。ブラジル籍、フィリピン籍の子どもに対しては、県によるポルトガル語、タガログ語の外国人児童・生徒適応指導員の協力を得て対応に当たり、ボリビア籍、中国籍の子どもにおいては、市独自のスペイン語１名、中国語２名の外国籍対応支援員を配置して対応しております。

外国籍の子どもたちが学びづらさ、生きづらさを感じることがないように、これらの支援員が日本語指導や授業支援を最優先に行っております。そのおかげで、どの児童・生徒も安心して生活が送れており、笑顔が多く見られています。

また、日本語でのコミュニケーションが難しい保護者も見受けられます。そのような場合は、直接支援員が保護者とコミュニケーションを取り、母語で必要事項を伝え、安心してもらうことに注力しています。

しかしながら、外国籍の児童・生徒の増加に伴い、在籍する全ての国の言語に対応する支援員が配置できておらず、支援員の十分な確保などが課題となっております。このような課題については、教職員が翻訳アプリ等を活用したり、英語を使ってコミュニケーションを取ったりするなど、安心して学ぶ環境をつくり出す努力をしているところです。

さらに、海外からの転入学直後など日本語初期指導が必要となる場合は、すぐに学校に通うのではなく、一定期間、本巣の学び舎などを活用しながら日本語や日本文化を学ぶ機会を保障することが、安心して学校に通学できる大切な要素だと捉えています。

今後も全ての子どもが安心して過ごし、国籍に関わらず夢や志を持ち、それを実現できるよう支援してまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

我々といいましょうか、日本にずっと住んでいる者は、そういうストレスというものはないんですけど、慣れない外国から、教育長のお話で親御さんもですけど、子どもたちも慣れない日本、文化も習慣も食事も言語も違う日本へ来て、その心細さは、日本に住んでいる日本人には理解できない大変なことだと私は思っております。おもてなしの心という考えが日本にはありますが、日本に来てよかった、親切にしてもらえたというものが大事かなと。また、日本の子どもたちが、世界にいろんな方々と文化、言葉が違う方と接するということは、子どもたちの将来にとっても非常にすごい財産になると、そういうチャンスだと、私は学校で外国の方と子どもたちが接するということはすごいチャンスだと思いますので、いろんな形で、授業とかだけでなくて、いろいろな形で外国の文化を学んでいただくいいチャンスだと私は考えております。

大人の感性というものは固まってしまっています。新しいこと、知らないことをすっと吸収できる本巣の子どもたちが、世界の方々と接して視野を広げ、中には海外で今後出ていきたい、働きたいというようなことが出てくることが、今のこれからの時代の重要なことと私は思います。

質問の５に入ります。

地元住民との交流の状況は。自治会への加入とか生活習慣からくる違いによるトラブルの問題など、どのように捉えてみえますか、お尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

いまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをいたします。

地元住民との交流の状況につきましては、現状で市が把握していることは特にございません。自治会への加入や生活習慣の違いによるトラブルなどにつきましても、現在、直接市への相談はあり

ませんが、他の自治体では、ごみ出しや生活騒音などによるトラブルがあるようでございます。トラブルの原因は、生活習慣や文化の違い、また日本語が分からずルールを理解していないなどの理由によるものが多いようです。

こうした自治体では、対応策として多言語対応のガイドブックやパンフレットを作成し、外国人転入者に配付しているとのことで、本市においても今後同様の問題が発生した場合は、これらの自治体の例を参考に対応してまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

河村志信議員。

○１２番（河村志信君）

なぜこの質問をしたかといいますと、私の自治会にも中国の方が空き家を購入されて住んでみえます。言語的な問題もあり、また習慣等の違いで自治会の加入には至っておりません。これは私の個人的な思いかもしれませんが、確かに正式な自治会員といいますと、自治会等も高額になりますので、準会員的なそういう扱いで、行事だとか災害時だとかそういうときは一緒にやりましょうというようなものが今後必要じゃないかなというふうにちょっと感じております。

それが、先ほど来お話ししている相互の不信感というか、話したことがない、接したことがないがゆえにトラブルにつながっていくというふうに考えますと、自治会の方も自治会長さんも大変かとは思いますけど、そういう外国の方が住まわれるようになったときは、また何かいい将来に向けた対策が必要なのかなと思います。

全体ですが、人口減少の流れは止められないのかなと。もうあと十数年ですか、日本が１億人を人口を切るだろうという予測もございます。今の社会システムが滞ることなく維持するには、外国からの人材の導入は待ったなしかと思います。グローバルという言葉、ダイバーシティー、多様性の時代、共生の時代という言葉がございますが、それに備え、日本の方も外国の方もスムーズに心地よく一緒に住める、そんな社会を目指すべきかなと思います。

予測と備えという言葉を以前から私発信しておりますが、当然そういう時代が来るのが見込まれるのであれば、将来を見込んだインフラの整備と申しましょうか、いろんなことを先取りして取り組んでいくことが、いろんな社会問題も解消できることかと思いまして、今回の質問に至りました。

御清聴ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（道下和茂君）

それでは、ここで暫時休憩します。11時10分より再開しますので、よろしくお願いします。

午前10時55分　休憩

午前11時10分　再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開します。

続いて、13番　鍔本規之君の発言を許します。

○１３番（鍔本規之君）

ちょっと声がかれておりますけれども、お酒を飲み過ぎたのか、何をしたのかよく分からないけれども、声がおかしい。私は広沢虎造と思っていますから、少し言葉が詰まることがあるかもしれませんけれども、議長におかれましてはよろしくお願いをいたします。

道下議員とのこの相対も13年ぶりかな。ちょうど道下議員が議長のときに東北の地震がありまして、それで議会が終わった後にいろんなことが始まったわけでありますけれども、道下議長も根尾の出身であって、その当時、根尾の大地震があったことに、地域の方からいろんな形で御支援をいただいたという形の中で、東北の地震を見たときに何とか、じいちゃんばあちゃんたちが助けられた恩もあるし、何とかしなければいけないという形で地域たちに働きかけをしていただいて、そして大きな支援金が本巣市に集まってきました。

また、その行動を見て、南のほうの糸貫にしても真正にしても、本巣の人たちも昔のことを思い出し、じいちゃんばあちゃんが世話になったということで大きな義援金が集まり、私の聞いたところですと、現金だけで約7,000万以上の支援金がこの本巣市に現金として集められたということであります。それからもまた、ちょこちょこというような形でお金が集まって、最終的には１億円近いお金が集まったんじゃないかなという思いをしております。そのお金を持って赤十字に寄附を届けた市長さんは多分初めて、そんな大きなお金を手にしたんじゃないかなと思うぐらいな金額が集まったわけであります。

けれども、東京に陳情に行ったり、いろんな市町村との会ったときに、本巣市のすごさはこういうことだぞと。あの東北の地震のときに、物資も運んだのも事実だけれども、現金を一番多く、市民１人当たりで言うなら一番多く集めた、また届けてくれたのは本巣市ですよと。本巣の市民は心の温かい優しい人の集まりですよというのが私がよく言う自慢話の一つであります。

実を言うと、私はこの本巣市の生まれではありませんので、碧南でありますので、この地域においては多くの親戚等々があるわけではありませんけれども、それにしても十数年、13年、長いこと議長も含め、私も長いこと議員をやっているかなと思いますね。そのときに東北に一緒に行ってくれた、その当時は若いなと思った吉村議員が今議員をやっている。やはり私も年をくったかなという思いをするわけであります。

そういう中で歴史を振り返りながら、いろんなことを思うわけでありますけれども、今回の一般質問には少し思いがあって一般質問をするわけであります。

答弁をされる建設部長さんは、まだ来て日も浅い建設部長さんでありますので、私の一般質問の内容については、多分何も分からなくて答弁をするだろうと思っておりますので、少し質問と、それから答弁がかみ合わないところがあるかと思いますけれども、議長におかれましてはよろしく御判断のほどお願いをしておきます。

それでは、通告に従って一般質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ときの会ニュースにも掲載をさせていただきましたけれども、この一丸ファルコスの東側の道路

が、いまだに途中なかで工事が止まっている。

先週の３月２日に出したときの会ニュースでありますので、皆さん見た方は分かるかと思いますけども、この問題はもう大分前から話合いが行われておりまして、この一丸ファルコスの東側、道路の東側の道路を広げるという話からこの件が成ったわけでありますけれども、この道路を広げるということについては、もともとあそこの一丸ファルコスの南側、今アピとかいう会社ができている、その間のところを工場団地にするかというような形から始まってきたわけであります。

それで工場団地、今市長さんで言うオーダーメード型という、私があまり横文字がよく分からないけれども、そういう形の工場団地を造ろうというところから始まってきて、市長さんも何とか道路を拡張、水路を埋めたり変えたりして道路を拡張しなければいけないということで、国会議員の先生やら東京のほうに陳情に行ったり、県に陳情に行ったりして補助金をもらってきたわけであります。けれども、この工事をやりかけたら、少しお金が思った以上にかかると。鍔さん、まあちょっともらってこられるように、ちょっとおまえも汗かけと言われて東京に行った覚えがあるわけであります。

私は議員になったときに、先輩議員からこう言われました。議員は猿ではいけません、象さんでなければいけませんよと、お猿さんは去ってもらいなさい。どういう意味ですかと聞いたら、議員は市民の声を聞き、市民の生活をよく見て、そして市民の声を行政に伝える。見ざる、聞かざる、言わざるは議員ではありませんよと。それにもう一つ、いごくぞうという象もいるんですよと、行動をする象という。ですので、市民の声はよく聞くぞう、市民の生活をよく見るぞう、市民の声を行政に伝えるぞう、そして物事をするのにはお金が要るからいろいろな形で行動を起こすぞうという、そういう象でなければいけないよと言われて今があるわけであります。

ですので、市長さんが少し何とかならないかなと言えば、それは市長さんの声ではなく市民の声だと思って動いてきたわけであります。そういう中で、いろいろな形で先輩議員から教えられた象というものを守りながら、約20年間、市会議員をさせてきてもらっているわけであります。

この一丸ファルコスの一般質問の中の工事を中断している理由についてでも、これは何となく私としては理解し難いことがありますので、改めて一般質問をするわけでありますけれども、答弁される方においては、まだまだこの本巣市に来て１年にならないという方ですので、答弁のほうについては少しきつい再質問等々があるかもしれませんけれども、御容赦のほどよろしくお願いしておきます。

それでは、一丸ファルコス東側の中断している道路工事について、道路工事が中断している理由と、２番目と一緒に結構ですので、経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

(1)と(2)、まとめて答弁していただければ結構かと思います。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

２点御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず１点目でございます。

道路工事が中断している理由についてでございますが、御質問いただきました一丸ファルコス東側の中断している市道真正1069号線の道路改良工事につきましては、令和３年度から工事を実施しておりまして、現道のない部分に新たに道路を新設する計画で、用地買収が完了した部分から順次工事を実施して進めてまいりました。

しかし、県道北方真正大野線との交差点付近の建物を借りてみえます住民との移転に係る交渉が難航し、交差点部分の改良に着手できないため、現在工事が中断しています。

２点目でございます。

その経緯についてでございますが、事業の経緯といたしましては、関係する用地と補償の対象者に対して、令和４年１月より順次契約を進めてまいりました。現在、未着手となっております県道交差点箇所の土地建物所有者には引渡しの了承を得られていますが、建物を借りている住人から移転費用を算出のための調査の了承が得られていないため、調査の交渉を継続しております。

住民との移転補償調査の交渉の経緯は、コロナ禍などを理由に住居兼作業場の調査が実施できませんでしたが、用地内のガレージの移転補償調査は令和３年度に実施し、移転先の物件を探す意思などが確認できておりました。このため、コロナ禍が落ち着いた時点で、住居兼作業場の移転補償調査が実施できると判断しておりました。

令和３年９月以降も現地での交渉や電話での交渉を複数回継続しており、また土地建物所有者から住人へ令和６年12月末までに退去を依頼する通知がなされたところですが、仕事上の理由や移転先の物件が見つからないことなどの理由で移転補償調査が実施できず、それに伴って補償、建物補償の調査が実施できない状況にあります。

したがいまして、補償契約並びに交差点部の道路改良工事のめどが立てられない状況となっております。

〔13番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鍔本規之議員。

○１３番（鍔本規之君）

再質問をさせていただきます。

今の答弁の中で調査費だとか工事費だとか、いろいろなことがある。移転費用等々があるわけでありますけれども、今中断しているところだけで結構ですので、土地の価格と面積と移転費用、また解体費用も要るだろうと思うんですが、そういうもろもろの費用はどの程度かかるのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えさせていただきます。

現在、未着手となっています交差点部分の用地買収面積は251.89平方メートルでございます。

鑑定評価や補償調査が未実施のため、概算での集計となりますけれども、全て用地買収ですとか建物の解体費、移転費、工事費等合わせましておよそ１億8,000万円程度かと見込んでおります。

〔13番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鍔本規之議員。

○１３番（鍔本規之君）

この件については、2022年以前からこの拡幅工事等々というのが、いろんな形で建設委員会のほうで語られて提案をされてきたわけであります。

その中で見直し案も結構出てきたわけでありますけれども、その見直し案を見直すという話になった最大の原因は、今部長さんが答弁されたようにもろもろの経費がかかり過ぎるという。

その当時の説明によりますと、あの建物の移転費用だけで約5,000万はかかるであろうと、またあの建物を壊すだけで2,000万以上かかるであろうと、土地を購入するのには約80坪近い、これは大体８万円と決まっているから、八八、六十四ですから640万円ぐらいで済む土地が、購入するために7,000万以上のお金が必要となる。それは少し無駄ではないかということで、そこを通らない形の案が２つ出されたはずなんです。

けれども、出されて議論、いろいろな形で協議もしたと思うんですけれども、私はその中の建設委員会のメンバーであったわけでありますけれども、見直し案に関してはいろいろな形で提言もしたし、いろんな発言もしてきたと思うわけでありますけれども、どういうわけか知りませんけれども、見直し案でない最初の案が今行われている。この行われていること自体が少しどうしてかなという思いをするわけであります。

その当時の建設委員会のメンバーは、多分あまりよく知らなかっただろうと。それがどういう形で成ったのかなと。移転費用が5,000万もかかるよと、解体費用が2,000万以上もかかるよということは、市長さんも知っておられたと。何とかならないかなというような話も私のところには聞いておりましたけれども、どうして。

この３番目に移ります。

この道路の、がどうして計画されて実行されているのか、何のために今の目的になったのかの説明を求めます。

○議長（道下和茂君）

ただ、今の質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

この道路の計画はいつ、どのような目的で計画されたかということでお答えいたします。

今回の市道真正1069号線については、東海環状自動車道のストック効果を最大限に生かすため、平成30年に同路線の南エリアを産業誘導地区とし、将来の企業誘致を推進するために、高専通りから岐阜関ケ原線までをつなぐ大型車も通行可能な幹線道路として整備する計画としました。

なお、かねてより地元自治会から要望のあった県道と市道の交差点改良についても、本計画に含めて検討することといたしました。

令和２年度に詳細設計を実施する中で、現道拡幅では一丸ファルコス北東の交差点部分において大型車の右左折が困難であること、住宅が建ち並ぶ区域へ進入させないことや、東海環状自動車道のアクセス道路として走行性の向上も踏まえ、拡幅に伴い隣接している建物の補償費や全体事業費を比較検討した上で、現在の線形にて計画し、地元自治会からの反対意見もないことから、同計画にて事業を進めることとなりました。

〔13番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鍔本規之議員。

○１３番（鍔本規之君）

今の説明だと非常に納得ができないんですね。

なぜなら、建物の保守工費や全体工事費用を比較検討した上で、現在の形になってという説明なんですね。比較をして駄目だから見直しなさいと言ったんです。それが、このときの会ニュース2022年の10月30日発行の207号に掲載をされているんです。こうやって掲載されている。こういうふうの見直し案という形で２案出ているんです。

今言われた案がお金がかかり過ぎる。先ほども言ったように立ち退きに費用に5,000万もかかる、壊すのに2,000万もかかる。それではいけないだろうということで、先ほども言ったように見直し案を見直した。提案をして議論するようになった。それがどうして今の説明になるのかという話。何と何を比較して当初計画に戻ってしまったのかということなの。

この建物は、もともともう長いこと人住んでないんです。言葉の悪い言い方をすれば、ぼろ屋という、持ち主も住んでないんです。簡単な言い方をすれば、道路計画がなくてあのまま存在するとするなら、その財産をもらうであろう息子さんたちは負の遺産ですよ。土地を売っても、たかが600万しかならない。けれども、建物を壊すのに2,000万円以上かかるとすれば、土地の価格よりも壊す費用のほうが高いとなれば、財産放棄したいぐらいの財産なんです。その建物をまた造り替えて、費用まで5,000万も出すという話は、市民感情として誰がよしとするのかなと思うわけであります。どうしてこんなことになってしまったのかなと。

嫌な言い方をするけれども、この時期はこの地域の地権者の周りの議員が２人いるんです。その当時の議長が大西議長なの。副議長は髙田議員だったはずなの。もし万が一、この事業見直しについて何らかの形の忖度が行われたとするなら、すごい問題だなと思っているわけです。

私が20年間議員をやっていて、計画が中止をされたのは一度ある。これも市会議員が絡んでいた。今回は工事が始まっていて、途中なかで終わってしまった。こんな案件は私が議員やって20年間、

道路建設等についても一度もない。

なぜないかというと、土地売却についても、また移転についても、地主さんから了解を得た後に計画を遂行していくんです。その了解も取れていない中において工事が進められていく。特に今回の計画で言えば、このビルが基本中の基本なんだ。このビルがどかない限り道路は完成しない。道路はつながってこそ道路なんです。つながらないような道路を造るなんていうのはもってのほかな話になる。

間違っても議員たちの変な動きはなかっただろうと思いたいわけでありますけれども、疑えば疑わざるを得ないような問題になってくるだろうと思っているわけだ。だから、一般質問しているわけ。

どうして当初の計画で発表されて、お金がたくさん要るから変更しなさいと言って変更し、手当も案も出した。このときの会ニュースを読んでもらえれば分かるように２案出ている。それがまた元に戻った理由がどうしても見当たらない。

そこに謎があるから、私は一般質問しているわけでありまして、そのことについて、まだこの地域に来て、部長さんになって１年ならないような人に答弁を求めても、経緯も何も分からないので、答弁は結構であります。ただ、この疑惑があることだけは確かであります。

また、もう一つ申し添えておきます。

答弁の中において、地主と言われる人と建物を持っている人との交渉は職員としてオーケーなの。けれども、そこに住んでいる住民との交渉は職員はするべきではないと思っております。これからいろいろな形でまた交渉等々があるかと思うけれども、それは職員としてはやってはいけない行為だと私は思っている。

なぜなら、建物を持っている人、地主さんと、そこに住んでいる住民とは、大家さんと借主との関係でありますので、移転費用だとか損害賠償どうのこうのとかいうことは、地主さん、建物を所有しとる人とそこで契約を結んで借りたという契約を結んでいる人が話をするのが本来の筋道でありまして、職員がそこに入っていくということは、警察で言うなら民事介入というんですけども、それに等しくなってきますのでそれはやらないようにして、地主さん、建物を持っている人との交渉はしてもらっても結構ですけれども、住民と言われる人との交渉はしないようにお願いをしておきます。

職員として、もしそれを市長の命令でやるということになれば、どこかの市であったように、言うこと聞かんなら早うダイナマイトで壊してこいというような市と一緒のようになってしまいますので、気をつけて行動するようにお願いをしておきます。

このことについて、いろいろと質問しても証拠があるわけでもありませんし、後々のこともありますので、今後についてどのようにしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

ありがとうございます。

それでは、お答えいたします。

今回の市道真正1069号線の整備につきまして、改めて経緯についてよく調べ、職員の職務内容に十分注意して交渉を進めてまいりますが、交渉の進展が見込めませんので、現道と買収済み用地等を活用して、外側線等で処理し、暫定運用ができるような形で関係機関と調整をしたり、検討してまいりたいと存じます。

〔13番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鍔本規之議員。

○１３番（鍔本規之君）

先ほどの答弁の中にもございましたけれども、地主さんと、そして建物を持っている人が同一人物だろうと思う。この人との話は既に済んでいると。そして、地主さんいわく、住民との話合いも12月までに済むであろうという報告がされたというふうに説明があったと思うんですが、これが実行されていないということになれば、今までの話、どういう契約をしたにしても契約不履行でありますので、今までの契約については全て破棄してもらっても何ら問題はないであろうと。こちらにとって不利益になることばかりでありますので。

けれども、どうにも理解ができない。もう一点理解ができない。

なぜ、地主さんもこんなおいしい話、負の遺産がお金になるんですよ。それがどうしてこんなに難儀をして、市に迷惑をかけてまで工事ができないのかというのは、私みたいな人間から見ると不思議で仕方がない。けれども、全てなしにして、また新たなやり方で市民が喜ぶような方法を見いだしていただければ、結構だと思っております。

先ほども言いましたように、道はつながっていてこそ初めて道になる。本巣市にもう一つつながっていない道があるんですね。

市長さん、お分かりですかな。あるんですよ、つながってない道が。市長選挙のときに公約として出した、河川の中にあるサイクリングロードというのが。あれ１回やっただけで、3.5キロやる約束なんだけど、ちっとも進まない。そういう中で新しい知事さんは河川の有効利用をしたらどうだという形で、新しい知事さんは大いに河川を利用しなさいと。土地を買わなくても済むし、いろいろな形で有効利用できるのなら大いに利用しなさいという形で宣言をされておりました。

その中で、木曽川中流域にサイクリングロードを造ろうという形で、岐阜県と愛知県の12市が協議会を設立したと新聞に掲載されておりました。

藤原市長さんがこの地域の沿線地域の市長さんやら町長さんにお願いをすれば、サイクリングロードずうっと伸ばして、できれば愛知県まで延ばしていただけるような、そういう協議会をつくっていただいて、それで国交省から支援してもいいですよということで、かわまちづくりという制度があるんですけれども、この国交省の支援制度を活用してやれば、あまりお金もかからなくて、市

長さんが公約していた3.5キロが15キロにも20キロにもなるかと思いますので、何とか早く市長さんの公約を実行するためにも、協議会を設立をしていただくことをお願いをして、次の質問に移ります。

次の質問は、少しむかむかしている質問であります。自分自身のことでもありますけれども、市議会議員の報酬についての条例案が今回出されているわけであります。市議会議員の給料を２万1,000円アップしますよという。

そして、その中の報酬審議会の方たちの提言書を読むと、何となくむかむかしてくるんですね。何か、私が一生懸命で20年間、先ほど述べたように、お猿さんではいけませんよと、象さんでなければいけませんよということで私なりに一生懸命動いてきたことが、どうも頭から否定されたような気がして仕方がない。

その中に見える化を図れとか、議員が何をやっているのか分からないとか、そういう言葉が入っているけれども、私から見れば、審議会のメンバーの人たちは一度ぐらいこの議会に来たことがあるんですかと、予算決算委員会を傍聴に来たことがあるんですかとお尋ねしたいぐらい。

また、自分たちのやっていることを市民に知らしめるためには、もっと知らしめなさいと、行動に移しなさいと言われるけれども、自分のことしか言いませんけれども、このときの会ニュース、これ全部に配布すると、１回配布すると30万円以上要るんです。これ年に８回出すと三八、240万円お金が要るんです。最低でもそれだけかかる。議員報酬の半分近く、半分以上がそれでなくなってしまう。

東京に陳情に行ったり、県に陳情に行ったり、また地域の出先機関にいろんなことをお願いにしていけば、それも経費がかかるんです。これだけの、私はときの会ニュース、これ20年の間に、今、何号になっているのかな、230号、230回出したとすると、200回出したとしても6,000万ですよ。普通の議員の人ではとてもやれない。それを、見える化しなさい、だから２万1,000円上げてあげましょうというのは、どうも納得がいかない。ですので、市長さんにお願いをしたいことがある。

議員たちが何をしているのか、どういう行動をしているのか。もう少し市民の人に分かるように、何らかの形でここにおられる市民の方、全部に分かるようにしていただきたいなと思うわけであります。

けれども、思いとしてはそういうことなんですけれども、審議会等々は中で審議をされたわけでありますけれども、この審議会というのは私の知る限り７年ぶりなんですね。前の審議会のときには、数年置きに審議会を開くようにという答申がなされていたはずなんだ。けれども、それに伴わなくて、今回７年ぶりに審議会から提案が出された。その経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問について、答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

今回、御答弁申し上げますのは、この本巣市特別職報酬等審議会の審議経過を中心に御答弁申し上げたいと思っております。

議員御質問の経緯でございます、こちらの本巣市特別職報酬等審議会は令和６年８月１日に市議会議員の報酬額及び教育長の給料について諮問を行いまして、その後５回にわたり協議、検討を重ねまして、本年の１月16日、同審議会により答申を受けたところでございます。

審議の過程の中の話が中心になりますが、その中の意見として、何人かの議員さんはいろいろな議会報告とかをされてみえると、であるとか、議会以外で頑張って活動してみえる議員さんもおられると、こういった議員活動を評価する御意見がございましたが、一方で、議員活動が住んでいる我々になかなか見えてこない、しっかり議員活動をして地元に貢献してほしいといった意見もございました。

そうした意見を踏まえられまして、審議会の中でぜひ議員には見える形で頑張ってほしいという励ましの言葉を附帯意見として申し添えたいということで、今回、物価高騰で市民が大きな影響を受けている中、今回の報酬引上げが市民感情から見て受け入れられるものになるよう、より活発に行動し、特に若い世代が市議会への参画に魅力を感じられるよう、議員及び議員活動の状況について見える化を行い、市民に分かりやすい形でお伝えいただくようさらなる努力を望みますと、こういった附帯意見が付記されたところでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鍔本規之議員。

○１３番（鍔本規之君）

やはり聞けば腹が立ちますよ。もっとやれと、これ以上やれと。これ以上やるためには２万1,000円出したら、これ７％ですよ。

世の中物価がこれだけ上がっていて、そして私はこのときの会ニュースに、正直なことを言うと、ときの会ニュースの第１号、議員なって初めのときから議員の報酬は40万にしなさいと、要するに部長と同じクラスの金額にしなさいということを提言して、また議会の中でも何遍もそれを言っている。これは根拠があるんですよ。

国のほうでは、今ちょっとルールが、金額が変わっているかもしれないけれども、48万円以上を議員報酬としてもらった場合においては年金を減らしますよということを言っておられる。裏を返せば、議員は48万円までもらいなさいと言っているんです。そして、議員活動をしなさいと言っている。だから、年金のもらえない人は48万円もらえばいいんです。

私みたいに年金がもらえるような後期高齢者になってくれば、もう年金どころの騒ぎじゃない。もっと給料を下げてもらっても結構なんです。だから、私の思いとしては、議員の報酬は定年制みたいなものを取ってもいいんですよ。若い議員には45万円あげてほしい。そして、私みたいに年を取ってきて年金のもらえる年になれば、そんなにお金も要らないし、それなりの地位もできていますので、今のままの30万で結構なの。そうしていただいても、さほど大きな金額にはならないだろ

うと思う。

これを市民の方に理解してもらうためには、この市会議員がこの議会の中で何をやっているのか、また外でどういう行動をしているのか、分かるような形で、予算決算委員会等々、この二百数十億という予算を審議する、そのときだけでも結構ですので、ＣＣＮｅｔ、またライブ配信ができるような予算を組んでいただけないか、市長さんに答弁を願います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

○市長（藤原　勉君）

それではお答えを申し上げたいと思います。

今回の市議会議員の報酬の増額する審議会での経緯ということにつきましては、先ほど部長のほうからその審議過程を、そしてまた市議会の議員の皆さん方が発言した内容についても、そういうふうにお答えをしたとおりでございます。

その中でもお話がありますように、先ほど鍔本議員が一生懸命力説しておりますけれども、みんなが、全員が、何も見えないから駄目なんだということを言っているんじゃなくて、そこに書いてありますように、何人かの委員は、ちゃんとしっかり頑張ってる議員もおると、だからそういう同じようにはいかん、やっぱり議員活動をしっかりやってくれた上で、みんなを一緒に同じレベルで報酬アップというようなことを考えていこうということが審議会の委員の総意なんですね。ですから、要するに議員活動を一生懸命やってる人と形が見えないという人とが混在してるというふうには、審議会の先生方は見ているということなんですね。

それが今回の審議会の附帯意見になってるということでありまして、ですから、特に見える化のほうの話は地域での活動、要するに近くで議員さんらがやっていることが見えないと、要するに議会の中の審議をやっていることが見えないんじゃないです。これはもういろいろ、少なくとも何人かの人が鍔本議員がやっているようなレポートを出していただく。一人、二人の人からレポートを出せば、みんな何やったか分かるわけですけども、それじゃなくて、もっと地域のほうで見える形でもっともっと頑張ってほしいというのが審議会の委員の皆さん方の意見でありまして、ぜひこれからもやるに当たっても、鍔本議員と同じようにみんなやれということは言いませんけども、少なくとも見える形で、地域の皆さんの方々に見える形で議員活動をやっていただいて、そこでつかんだ情報を議会のほうにまた提案をしていただいて、そしてまたいろんな予算の審議、決算の審議等でいろいろとそういうものを意見として出してきてもらって、地域の声というのもどんどん代表としてやってほしいということの表れだというふうに思っております。

ですから、これから、今後もぜひそちらのほうをまず皆さんでよく議論をしていただいて、どういう形で活動していくのがより市民の皆さんの理解を得られるかということを、一番最初に鍔本議員が言われました。鍔本議員は地域の声を代弁して、それを上げて、そして行動するんだということを言っていらした、そのとおりですので、それを議員のみんなが心して頑張っていってやっていただけると、審議会の委員だけじゃなくて地域の方々にも、議員はよく頑張ってるなと、だから特

定の議員だけが頑張っている姿が見えるだけじゃなくて、みんながやっぱり議員がしっかりやっておると、地域の代表者として一生懸命頑張ってやって、その声を地域、そしてまた県・国、そういうところに反映させるような声として出していくというようなことを期待しているということでございますので、ぜひそういうことをこれからも心して頑張っていただくことを私はお願いしたいと思っております。

ですから、予算審議を放送したからそれでどうこうというレベルの話ではないということだけ私は申し上げたいと思いますので、そこを履き違えないように。私は幾らでもＣＣＮｅｔとか放送で流すのは別にいいんですけども、それでは今までと何も、今根本的に問題というかね、審議会の先生方が言っていることの解決には何にもならないということですね。

別に執行部と議員だけががちゃがちゃやっておるだけというのは、それを見たいわけでもないし、それを聞きたいわけでもない。それは議員の皆さん方がちゃんとその言う言葉の発言の裏にしっかりと地域の声、地域の皆さん方がそういうことを言っている、個人が思って言っているだけじゃなくて、そういうことを、そしてそういうことやることじゃなくて地域がよくなるよとか、地域のためになってるということを感じていただけるような審議ということにならないと、単純に放送だけするだけでは駄目だというふうに私は思っていますので、ぜひその辺を十分認識した上で、また皆さん方と放送云々の在り方というのはまた議論をしていきたいなというふうに思っております。

お金が惜しいわけでも何でもありませんし、そう大した金がかかるわけじゃありません。ですけども、内容をしっかりと市民の皆さんに見ていただくためにも、そういう私の申し上げているようなことが審議会での発言の趣旨だろうなと、あの議事録を見て読んでいる限りでは、そういうことなのかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺をお含みをいただいて、今後一緒に議会のいわゆる見える化というのを、一緒にまた議論をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鍔本規之議員。

○１３番（鍔本規之君）

今の市長さんの答弁は、分かりやすいことを言うと、社長さんと使われている従業員の違いなんです。報酬という、議員報酬なんですね、私たちは。議員報酬とは何ぞやということなの。報酬は働いた対価なんです。ここに見える市会議員の人たちはこの本巣市を、市長さんも確かに汗をかいたかもしれない、また執行部の人も汗をかいたかもしれないけれども、住みよさランキングでは一、二番なんですよ、岐阜県の中で。なら、その対価としていただけるのなら、どうして岐阜市の市会議員よりも給料が低いのか、対価が低いのか、評価が低いのかということになるんです。

私は岐阜市の市会議員もたくさん知っているし、各務原の市会議員もたくさん知っている。地域の市会議員の方もたくさん知っているし、東京の議長会に行ったときでも発言しないような議長ばっかりだけれども、自慢じゃないけれども、本巣の市会議員は先輩たちが汗水流してつらい思いを

して廃止にした議員年金を、７割の地域の方たちが、議会がもう一遍復活させようと言っているけども、そんなものは到底納得できませんよといって全国議長会で手を挙げて発言をした。そうしたら、もうその話なくなっちゃった。ここまでやっているんですよ、皆。

なのに何で、私に言わせれば、岐阜市よりも大垣よりもなぜ低いのか。議員報酬というのは、あくまでもやっている人の対価なの。ですので、市長さんの言われることは、私がそちらに行けば同じことを言いますよ。私も従業員を使っていますから。なるたけ安い給料で働かせて利益を得るのが……。

○議長（道下和茂君）

鍔本議員、30分過ぎておりますので、簡潔明瞭に。

○１３番（鍔本規之君）

簡潔明瞭といって、自分たちのこと一生懸命しゃべっています。

○議長（道下和茂君）

だから、簡潔明瞭に。議長としては議会に関することですので、特別に認めますので、簡潔明瞭にお願いします。。

○１３番（鍔本規之君）

やめよと言うならやめます。やめよと言うならやめますけれども、一生懸命動いている議員のためを思って言っているんですよ。ですから、正当な対価を議員の人に与えてもらって、そして若い議員がまた魅力ある議会としてこの場に来られるようにしてあげたい。後期高齢者である私たちはどうでもいいんです、はっきり言って。若い人たちに魅力ある議会として、また議員として、そしてこの本巣のために汗をかいてもらいたい、そういう思いで言っているわけ。これはあなたたちに言っているわけじゃない。

報酬審議会の人と45万円の対価をもらってもいいですよというぐらいの仕事をしている議員ばっかりなんですよということを市民に訴えるために言っていますので、よろしく願います。終わります。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩します。13時10分に再開をいたします。

午後０時06分　休憩

午後１時07分　再開

○議長（道下和茂君）

休会前に引き続き会議を開きます。

議席番号16番　大西徳三郎議員が早退されましたので御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

続いて１番　吉村知浩議員の発言を許します。

○１番（吉村知浩君）

通告に従い、順次質問させていただきます。

今年の大雪の影響は、様々なところでひずみを生み、北部の除雪業者も過去最高の除雪費の請求だったところもあったようです。私も一除雪業者として待機することはありましたが、出動する機会はなく、除雪費の請求はいまだありません。

しかし、ほかの自治体では緊急で補正を組み、除雪費の追加をしたという自治体もあると聞いています。各除雪業者においては死に物狂いで連日除雪をし、疲弊していたというのも多くのお声を聞きました。当初計上していた除雪費で果たして足りているのか心配されるところです。地域のために除雪をしていただいている業者に報いるためにも、もし除雪費が圧迫しているようであれば早急に補正を組み、対応していただけますようにお願いし、本題の質問に入らせていただきます。

まず１つ目の質問、本巣市克雪対策事業補助金についてです。

早速１つ目の質問に移ります。

補助金を利用し、屋根の雪下ろしを依頼したくても依頼を受けてくれる人が見つからず、困った事例があるか、健康福祉部長にお聞きします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

本市では、福祉的配慮の必要な70歳以上の高齢者がいる世帯や、身体障害者手帳の１級から３級を所持する世帯などに対しまして、18歳から70歳までの男性が同居する場合を除き、市内の建設業者や個人など直系３親等以内の親族以外に依頼した屋根雪下ろし事業及びひさし補強事業に要した経費の２分の１を、それぞれ１万円及び５万円の上限額がございますが、克雪対策事業補助金として交付をしております。

そのうち、屋根雪下ろし事業の補助実績でございますが、令和３年度は７件で７万4,000円、令和４年度は１件で7,000円、令和５年度は３件で２万7,000円であり、事業の実施場所も能郷や東板屋など、根尾地域でも例年積雪が多いところに集中しておりましたが、比較的降雪量の少なかったこの３年間では、議員御質問の屋根雪下ろしの依頼先が見つからず困ったという事例は聞いておりません。

一方、今年度は２月４日からの大寒波により市内に大雪警報が連日発令され、根尾地域では最深積雪で105センチを記録する豪雪となり、市北部地域の建設業者や個人など、連日市内道路や居宅地内の除雪を優先し、屋根雪下ろしまで手が回らない状況になっていたことから、屋根雪下ろしの依頼先が見つからず困った事例といたしまして、２月６日には３件、その後も数件、屋根雪下ろしの業者を教えてほしいという問合せが市にございました。

当時の市の対応といたしましては、市からも複数の建設業者へ屋根の雪下ろしを依頼いたしましたが、人手不足や安全確保の観点から対応が困難との回答でございました。そこで、道路の除雪を

請け負っていないもとす郡森林組合へ依頼したところ、根尾地域の在住・在職の作業員で組織する複数人のグループの愛林隊というチームから対応が可能という回答がございましたので、早速問合せのあった市民へ一件一件個別に紹介をさせていただいたところでございます。

ちなみに、今年度の屋根雪下ろし事業の補助実績でございますが、直近の３月５日、昨日でございます、現在で29件、28万2,000円でございます。

今後も、平年並みの積雪量であれば、屋根の雪下ろしの依頼先が見つからず困った事例には至らないと考えますが、今回のケースを踏まえ、愛林隊のように屋根の雪下ろしの経験があり、かつ10年に一度の大雪以上の事態で、福祉的配慮の必要な市民への対応が可能な事業者やグループ、個人などの情報収集と情報提供に努める必要があるとは考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○１番（吉村知浩君）

私も２月上旬の大雪時に、３件だったかな、その問題を知って、その後数件あったということで、まだ追加であったのかという驚きと、この補助金が２分の１で上限が１万円であるということをそのときに知りました。

そこで再質問をお願いします。

この制度はいつつくられたものなのか、お尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、再質問にお答えをいたします。

本事業、克雪対策事業補助金でございますが、この補助金制度の創設につきましては平成18年豪雪、いわゆる平成17年12月から平成18年２月の間の豪雪でございますけれども、その経験を踏まえ、令和18年12月１日施行ということでこの制度が始まっております。平成18年12月１日の施行でございます。

〔１番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○１番（吉村知浩君）

もう一度、再質問をお願いします。

制度制定以降、補助割合や補助上限の見直しがあったのか。もしなければ、近年の物価高騰に伴い作業員単価もかなり上がっていると思いますが、使いやすい補助金のために見直す必要性をどう考えているのかお尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、平成18年以降の制度でございますが、その後見直しというものがありません。議員がおっしゃるように、近年の経済状況の変化等々を鑑みますと必要性も感じるところでございます。したがいまして、来年度以降、県内の豪雪地帯の助成の現状を調査して検討してまいりたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○１番（吉村知浩君）

あくまでこの補助金対象者は独居老人や障がいを持つ人たちであり、近い身内が施工する場合は対象外となっています。であるのであれば、高額な自己負担が必要になるとなかなか制度の利用をためらってしまう人も多いと考えますので、できれば自己負担が１万円から１万5,000円程度でとどまるような補助率と上限になればと考えています。御検討のほどよろしくお願いして、次の質問に移りたいと思います。

克雪を市の防災の観点から、本市の建設協会との災害協定の拡充や、各種団体に発信できるような仕組みづくりが検討できないでしょうか。

総務部長にお尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをします。

初めに、２月４日未明から降り始めた雪の市の対応といたしましては、本巣市地域防災計画を踏まえて、令和４年度に策定した雪害タイムラインに基づき、気象情報の周知や幹線道路除雪作業、市営バスの運休対応などを実施いたしました。

市防災計画では、災害警戒本部や災害対策本部の設置基準として暴風雪警報の発表があり、その後、状況の悪化や被害発生のおそれがある場合としております。そのため、災害対策本部等の設置までには今回は至らず、県及び県内の他市町村においても災害対策本部は設置されていない事案となりました。

平成16年５月に本巣市建設協会と締結しました本巣市の災害応援協力に関する協定書では、第２条の応援協力で、本巣市の地域に災害対策基本法第２条第１項に規定する災害が発生し、緊急に被

災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う場合がある場合と規定されているため、今回の大雪は対象となっておりません。

各種団体への発信についても、防災計画において災害対策本部を設置した場合の措置として、災害対策本部に総合ボランティア部会を設け、関係機関等と連携してボランティアの受入れ体制を整備することとしております。

御質問にあります災害応援協定の拡充につきましては、今回の大雪対応の経験から、今後本巣市建設協会と協議をしていきたいと考えております。

また、各種団体に対する発信ですが、除雪作業、特に屋根の雪下ろしは危険が伴うため不慣れな方が簡単にできるものではありませんが、雪の多い地域ではボランティアセンターを設置しているところもありますので、安全面や体制整備、また除雪時に家屋を損壊した場合などの対応などについて、先進事例も参考に、今後担当部局や市社会福祉協議会等と検討してまいります。

〔１番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○１番（吉村知浩君）

今回は、災害じゃないので何もしないよということ、ただ今後に至っては、検討していただけるというような答弁だったと思います。

雪下ろしという作業の特性上、危険が伴い、未経験では依頼することが難しいのも事実です。しかし、ふだんから建設作業に従事している人たちは、何より危険察知能力にたけていて、現場を観察し、どういう手順で行うことが効率的で安全なのか日々考え作業をしています。一度経験者に教えていただく必要はあるとは思いますが、僕は十分作業可能だと考えています。

ここに、国土交通省が出した豪雪地帯対策特別措置法についてという書類があります。そこの中に、この処置法における従前の主な事項と改正事項、その３．国・地方自治体が講ずべき措置に関する規定の中に除排雪体制の整備とあります。人口減少、高齢化等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪体制の整備を促進するよう配慮するということ。ここに書かれているということは、この体制づくりにも国からの補助が出るのではないかと考えています。ぜひ一度検討していただければ、この体制づくりをきちっとしてもらえるとありがたいなと思っています。

今回の事例は、屋根の雪下ろしについて、市内の需要と供給のバランスが崩れた事案でしたが、市内にはほかにも多くの需要と供給のバランスが存在しています。例えば、10分100円でごみ出しや電球換えを行うくらしつなぎあい事業もその一つです。

先ほど答弁にもありましたが、社会福祉協議会にてボランティアセンターを開設しており、様々な支援の需要と供給を支えています。少子高齢化が進み、高齢者はこれからも増えていくことは容易に想像できます。高齢者が生きがいを持って生きることができるまちになるよう、施策の充実はもとより、多くの市民に御利用いただき、また多くの市民にお手伝いいただけますよう、様々な周知方法にも取り組んでもらえることをお願いし、大枠１つ目の質問を終わりたいと思います。

それでは、２つ目の質問に移らせていただきます。

学校のあり方検討会についてです。

まず１つ目、まず初めに現状の進捗状況と今後の流れについて聞かせてください。

教育長です。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

学校のあり方検討会についての進捗状況と今後の流れについてお答えします。

日本各地において、児童・生徒数の減少により様々な形で学校の統廃合が進められています。本市においてもその時期は迫ってきており、学校の今後の在り方についてもその方向性を見いだしていくことは喫緊の課題となっています。

市といたしましては、昨年８月に有識者、教育関係者、地域住民等を委員とした学校のあり方検討会準備委員会を立ち上げ、今後10年の児童・生徒数、学級数及び教員数の変動について確認し、これからの学校の在り方について意見交換を行いました。

今後は、有識者や各学校の学校運営協議会の代表、具体的には自治会長さんなどの地域の方々や保護者、学校関係者などですが、そのメンバーで構成する学校のあり方検討会を立ち上げ、未来の学校像について検討を重ね、その方向性を導き出していきたいと考えています。それに先駆け、今月３月12日には、児童・生徒の減少が著しい北部地域の本巣中学校区学校運営協議会及び外山小学校支援委員会において、今後の学校の在り方について協議を進める計画となっています。この会には、当事者である保護者や地元支援者も交え、様々な立場から未来の学校の在り方について考えを交流していきます。

また、根尾学園については、教育移住や留学制度を含めた方向性について、学校、保護者等と議論を重ねてまいります。

今後は、市全体の本巣市学校のあり方検討会に加え、各中学校区の学校運営協議会においても、未来の学校の在り方を議論していきます。また、子どもの学びや、通学距離、学校規模、さらにはそれぞれの地域性などを十分に踏まえて、小学校同士の統合、小中一貫校や新たな義務教育学校の設立、さらに各校区の再編など、あらゆる可能性を考慮して検討を進めてまいります。

〔１番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○１番（吉村知浩君）

10年後の児童・生徒数等を考慮し、今後の在り方を検討するとのことですが、確かに児童・生徒数の考慮というのは10年というのがぎりぎりいっぱいだとは思います。

実際問題、財政的な理由で10年間で理想の学校の配置や統廃合を完成することは、財政的に不可

能だと考えています。私たち議会は、50年後の未来を想像し、持続可能なまちをつくっていく責務があると考えています。僕自身、50年先には生きていないでしょう。しかし、私たちが守っていくべき子どもたちにどんなまちを残せるのか、市民からの負託を受け託されています。その重責をしっかり認識し、50年後の理想的な在り方を検討して、真正、糸貫、本巣、根尾の地域の枠を超え、計画的な学校の配置や統廃合を議論していただけますようにお願いします。

ここで再質問をお願いします。

学校のあり方検討会の趣旨・目的を聞かせてください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問について答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ただいまの再質問についてお答えします。

学校というところに対する考え方は様々で、例えば少人数の学校を、温かさがあって手厚い教育ができるからいいという人も見えますし、切磋琢磨できないからよくないという方も見えます。さらには、子どもの思いとか、保護者の思いとか、地域の思いとか、先生の思いなど、立場が変われば、それぞれに学校に何を求めるのかということも変わってきます。

学校のあり方検討会は、それぞれが当事者となって、この様々な思いや多様な考え方を対話し、納得し合って方向性を導き出すために設立していきたいと考えています。そのために、方向を導き出していくためには、この会の目的を明確にする必要があります。何のために検討会を設置し話し合うのか、それは子どもを真ん中に据え、子どものために、子どもが今と未来を幸せに生き抜いていくために、さらには、子どもたちが自分のよさを伸ばし、未来を生き抜いていく力をつけていくために、そのために最善の環境となる新たな学校をつくり出すということが検討委員会の最上位のミッションと言えると捉えています。未来を見据えて、長きにわたり持続可能な学校の形を構築していくこと、これが学校のあり方検討会の目的と言えます。

そして、この真に子どものための最善の環境となる新しい学校の形をつくり出すという目的を共通理解し、この目的を実現するために、それぞれの立場から、それぞれが自己主張をするのではなく、学校は何のためにあるのかという根本的な問いから、子どもを真ん中に据えて物事を考える、子どものためにというベクトルを同じにして、土俵に立って検討する。そういう体制をつくっていくことがこの会の役割であり、この会の設置の趣旨であるというふうに捉えています。

さらには、学校は未来社会を創造する主体者の育成という視点から、社会性を培うために大事な場所であると。そうすると、ある程度の人数は学校に必要となるということや、未来の児童・生徒数の正確な把握とともに、その分布などを分析して校区等を考えていくこととか、さらには地域の文化とか学校の特色を継続していく視点とか、さらには通学距離や方法の妥当性などなどの条件を考慮して検討を進めていく必要があると捉えています。

検討会のもう一つの趣旨に、行政主導ではなくて全ての人が当事者となって、多様な考えを集結

させて共につくり出すという、そういう側面も持っているのではないかなというふうに捉えています。

今後、あり方検討会を開催し、子どもにとって最善の環境、新しい学校の在り方を、単に学校をなくすとか統合するとかというところにとどまらず、義務教育学校や校区の再編、見直しなども含め、知を結集して真に持続可能な本巣の学校をつくり上げていきたいと、そういう思いでいます。

〔１番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○１番（吉村知浩君）

ただいま、子ども真ん中ということ、全ての人が当事者というような趣旨・目的でやっていくよという答弁だったと思います。

なかなか学校の在り方検討会、いろんな反対意見、意見が分かれることが想像されると思います。そのときにすごく大事になってくるのが趣旨・目的だと思います。子どものために何ができるのかということを念頭に置いて、今分かれている意見のどっちが子どもが真ん中なのか、全ての人が当事者となって考えられるような検討会が開催されること、またその検討委員会のメンバーには本当にそれが適正な、例えば何かの充て職でぱんぱんぱんと集められて、どっちでもいいよと、俺は関係ないしというような委員が入ることがないよう、できれば本当に当事者となって、子ども真ん中という一つの方向を見て検討できるようなメンバーで話し合っていただけるようにお願いして、次の質問に移らせていただきます。

２つ目の質問、学校の統廃合や総合学園構想とスクールバス構想は同時に話し合われる必要があると思いますが、その計画はあるのかどうか、髙木事務局長にお尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

市内の交通手段の確保を含むスクールバスの検討、その計画があるのかについてお答えします。

先ほど教育長からも答弁がございましたとおり、学校再編等につきましては、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民などで学校関係者の声にしっかり耳を傾け、学校に関わる人々が納得する方法で進めていくことが最も重要であるというふうに考えております。

小学校になりますけれども、児童の通学距離につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、こちらについておおむね４キロ以内と定められており、通学時間につきましては、文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引におきまして、おおむね１時間以内というふうに定められております。

今後の学校の在り方に向けた取組と合わせまして、通学距離や通学時間について各地域の抱える課題や実情を踏まえた上で、市内の交通手段の活用やスクールバスの運用につきましても併せて検

討すべきであるというふうに考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

吉村知浩議員。

○１番（吉村知浩君）

スクールバスの運用について必要性を認識していただいているとのことで安心しました。

現在、もとバスの運用は２日に１遍の運用にとどまっています。現在の運用では、通勤通学の足として利用することは困難です。しかしながら、利用者数が見込めないのに税金を投入し続けることも難しいです。このあり方検討会でスクールバス運用の必要性を話し合い、その副産物として高校生や社会人の公共交通の充実を図ることができれば、まさに市長がよく言う一石二鳥の施策になると思います。長期の計画立案は困難ではありますが、住みよい本巣市を永続的なものとするために、ぜひともよろしくお願いします。

３月議会最終の一般質問答弁者ということで緊張していましが、早口になってしまいすぐに終わってしまいました。次は、もうちょっと頑張って充実した成長が見せられるように頑張りたいと思います。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

３月21日金曜日午前９時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後１時37分　散会